

証券コード 6564
2023年6月12日
(電子提供措置の開始日2023年6月7日)

株 主 各 位

静岡県浜松市東区有玉南町2163番地
株式会社ミダックホールディングス
代表取締役社長 加 藤 恵 子

第59期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第59期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.midac.jp/>

(上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「IR情報」「株式について」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。)



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/6564/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「ミダックホールディングス」又は「コード」に当社証券コード「6564」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)



なお、当日ご出席願えない場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、書面又はインターネット等による株主総会の議決権行使を是非ご活用ください。本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に賛否を表示してご返送になるか、議決権行使書用紙に記載の当社議決権行使サイトにアクセスし、インターネット等により行使することができますので、いずれかの方法により、2023年6月28日（水曜日）午後5時までに議決権をご行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年6月29日（木曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）
2. 場 所 静岡県浜松市中区板屋町111番地の2
オークラアクトシティホテル浜松4F 「平安の間」
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項 1. 第59期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第59期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 取締役（監査等委員であるものを除く）5名選任の件
第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
第4号議案 当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続の件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1)書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2)書面（郵送）およびインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- (3)代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

株主総会にご出席される場合

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2023年6月29日（木曜日）
午前10時（受付開始：午前9時30分）

書面（郵送）で議決権を行使される場合

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2023年6月28日（水曜日）
午後5時到着分まで

インターネット等で議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2023年6月28日（水曜日）
午後5時入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書

御中

株主総会日 議決権の数 XX股

××××年××月××日

投票日現在のご所有株式数 XX株

議決権の数 XX股

1. _____

2. _____

3. _____

4. _____

ログイン用QRコード

見本

ログインID XXXX-XXXX-XXXX-XXX

パスワード XXXXXX

〇〇〇〇〇〇

→ こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1、2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

第3、4号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

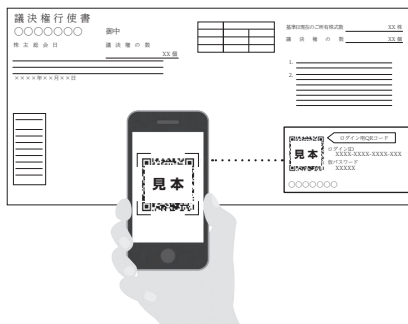
※議決権行使書用紙はイメージです。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

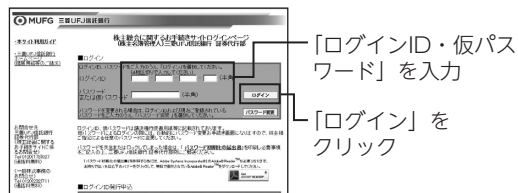
- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

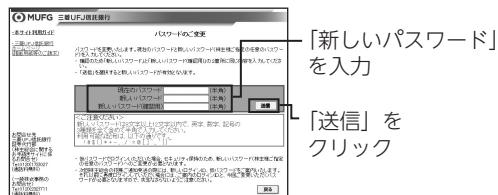
議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。

- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



- 3 新しいパスワードを登録する。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

【ご注意事項】

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、会場への入場開始は午前9時30分を予定しており、それ以前の入場はできかねますのでご承知おきください。
- ◎資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に全ての電子提供措置事項を記載した書面、「招集ご通知」をお送りいたします。
- ◎電子提供措置事項、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト、株主総会資料 掲載ウェブサイト及び東京証券取引所ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- ◎株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。
- ◎今後の状況、新型ウイルス等による緊急事態宣言の外出自粛要請が発動される等により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合には、以下の当社のウェブサイトにてお知らせいたします。
当社ウェブサイト (<https://www.midac.jp/>)

(添付書類)

事業報告

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、コロナ禍における行動制限の緩和やワクチン接種の普及等により新型コロナウイルス感染症の抑制と社会経済活動の両立の動きが見られた一方、ロシア・ウクライナ情勢による地政学的リスクが長期化していることやエネルギー資源の価格高騰を背景としたインフレ圧力の上昇もみられ、依然として先行きは不透明な状況が続いております。

このような状況下、当社グループは2022年4月の創業70周年という大きな節目を機に、次の10年後の80周年に「目指すべき姿」、すなわちミダックグループ10年ビジョン『Challenge 80th』を策定しました。

当社グループは今後、『Challenge 80th』の実現に向け、5ヶ年の中期経営計画を2次にわたって推し進めてまいります。そして2027年3月期までの第1次中期経営計画期間は、「成長加速のための基盤づくり」として、既存施設における受託量の強化を図るとともに、第1次中期経営計画の初年度にあたる2023年3月期においては、将来を見据え、最終処分場における長期的な搬入効率の改善を目的とした整備を実施いたしました。加えて、大幅に増加した最終処分場の処理能力を最大限に活かすべく、広域営業を積極的に展開するとともに、同地域に2ヶ所となった管理型最終処分場の役割を明確に分け、各中間処理施設との連携強化及び効率的な運用を推進することにより受注単価の向上に励みました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は7,771百万円（前連結会計年度比21.8%増）、営業利益は2,755百万円（同21.7%増）、経常利益は2,692百万円（同23.0%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,685百万円（同31.2%増）と増収増益となり、売上高、各利益において過去最高を更新しました。

セグメント別の業績は次のとおりであります。

廃棄物処分事業におきましては、最終処分場を運営する連結子会社の株式会社ミダックにおいて、新規管理型最終処分場（奥山の杜クリーンセンター）の稼働が開始されたことや、2021年10月に新たにグループに加わった株式会社ミダックこなん（旧商号：株式会社柳産業）によって、建設廃棄物の中間処理ルートが新たに構築されたこと等により受託量は増加しました。以上の結果、売上高は6,934百万円（同25.1%増）となり、営業利益は3,586百万円（同32.1%増）となりました。

収集運搬事業におきましては、産業廃棄物においては、一部取引を仲介管理事業へ切替えたことによる減少はありましたが、既存取引先への営業を注力することにより受託量は前期並みの推移となりました。また、一般廃棄物においても、新型コロナウイルス感染症の影響により一部既存取引先の減少は見られましたが、新規開拓に注力した結果、受託量は前期並みの推移となりました。

なお、2022年4月1日付の会社分割で一般廃棄物の収集運搬事業を承継した株式会社ミダックライナーの新設に伴い、販売費及び一般管理費が増加したため、セグメント利益は減少いたしました。以上の結果、売上高は710百万円（同1.4%増）となり、営業利益は96百万円（同16.6%減）となりました。

仲介管理事業におきましては、定期案件及び大型案件の減少により、売上高は減少推移しております。また、内部売上を加味したセグメント利益は、2022年4月1日付の会社分割による持株会社体制への移行に伴う内部売上高の減少を主因に減益となりました。以上の結果、売上高は126百万円（同7.3%減）となり、営業利益は79百万円（同54.1%減）となりました。

事業別売上高

事業区分	第58期 (2022年3月期) (前連結会計年度)		第59期 (2023年3月期) (当連結会計年度)		前連結会計年度比	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
廃棄物処分事業	5,543百万円	86.9%	6,934百万円	89.2%	1,390百万円	25.1%
収集運搬事業	700百万円	11.0%	710百万円	9.1%	9百万円	1.4%
仲介管理事業	136百万円	2.2%	126百万円	1.6%	△10百万円	△7.3%
合計	6,381百万円	100.0%	7,771百万円	100.0%	1,390百万円	21.8%

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は1,501百万円で、その主なものは、当期稼働が開始した最終処分場に係るもの等であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社グループの所要資金として1,006百万円の調達を行いました。

④ 吸収分割及び新設分割の状況

当社は、2022年4月1日を効力発生日として、廃棄物処分事業（処理施設）、収集運搬事業（産業廃棄物の収集運搬事業）及び仲介管理事業を株式会社ミダックへ、廃棄物処分事業（関事業所）を株式会社三晃に承継させる吸収分割を行いました。加えて、同日を効力発生日として、収集運搬事業（一般廃棄物の収集運搬事業）を株式会社ミダックライナーに承継させる新設分割を実施いたしました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 56 期 (2020年3月期)	第 57 期 (2021年3月期)	第 58 期 (2022年3月期)	第 59 期 (2023年3月期) (当連結会計年度)
売 上 高(百万円)	5,213	5,701	6,381	7,771
経 常 利 益(百万円)	1,446	1,848	2,188	2,692
親会社株主に帰属 する当期純利益(百万円)	795	1,018	1,284	1,685
1株当たり当期純利益 (円)	31.72	38.45	47.98	61.12
総 資 産(百万円)	11,919	14,222	20,040	21,607
純 資 産(百万円)	4,382	5,522	9,536	10,983

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。

2. 2019年8月22日開催の取締役会決議により、2019年9月14日付で普通株式1株に対し3株の株式分割を行っており、2019年12月3日開催の取締役会決議により、2020年2月1日付で普通株式1株に対し1.3株の株式分割を行っております。また、2021年5月25日開催の取締役会決議により、2021年7月1日付で普通株式1株に対し2株の株式分割を行っておりますが、第56期の期首にこれらの株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

3. 第56期は、新株式発行により資本金及び資本剰余金がそれぞれ334百万円、自己株式の処分により資本剰余金が394百万円増加、自己株式が317百万円減少しており、第57期は、自己株式の処分等により資本剰余金が114百万円増加、自己株式が70百万円減少しております。また、第58期は新株式発行により資本金及び資本剰余金がそれぞれ1,396百万円増加しております。

(3) 重要な子会社の状況 (2023年3月31日現在)

会社名	資本金	当社議決権比率	主要な事業内容
株式会社ミダック	10百万円	100.0%	廃棄物処分事業
株式会社ミダックライナー	10百万円	100.0%	一般廃棄物の収集運搬事業
株式会社三晃	10百万円	100.0%	廃棄物処分事業
株式会社柳産業	5百万円	100.0%	廃棄物処分事業

(注) 株式会社柳産業は、2023年4月1日付で株式会社ミダックこなんへ商号を変更しました。

(4) 対処すべき課題

新型コロナウイルス感染症における感染症法上の分類移行を受け、ウィズコロナによる経済活動の回復への期待は高まっているものの、長期化するロシア・ウクライナ情勢や欧米で高まりつつある金融不安の影響によって、世界経済は依然として不安定な状況が続くものと予測されま

す。
このような状況のもと、当社グループは引き続き収集運搬から最終処分までの廃棄物一貫処理体制を基盤とし、事業基盤の拡充並びに競争力強化に向けた諸施策を推進してまいります。

① コンプライアンス体制の強化

環境関連事業である廃棄物処理業を営む当社グループは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」をはじめとした非常に厳しい法的規制を受けており、環境関連法規制の遵守を経営上、最も重要な課題と位置付けております。よって、役職員全員の法令遵守に対する一層の意識向上と体制強化を図るため、社内教育や継続的な施策の実施を図り、社会的信用をより一層得ることに努めてまいります。

② 新規廃棄物処理施設の拠点展開とM&Aの推進

事業地域を拡大し、成長を続けるためには需要が見込める有望地域への新規廃棄物処理施設の展開が不可欠となります。太平洋ベルト近辺に焼却施設及び最終処分場の設置候補地を複数選定し、同時並行的に計画を推進することで、早期に設置許可を取得し、事業の更なる拡大を目指す方針であります。特に、廃棄物排出量が最も多い関東方面への展開に注力し、新規廃棄物処理施設の設置候補地を選定してまいります。

関東方面への進出の第一歩として、2021年11月に埼玉県熊谷市の新規焼却施設用の土地を取得しました。また、東日本エリアにおいて、2ヶ所の管理型最終処分場（各150万㎡～200万㎡超）を計画しており、現在環境調査を実施している段階にあります。現時点において稼働開始の時期は未定であります。今後、行政との調整等を行っていく予定であります。

今後におきましても、新規廃棄物処理施設の展開にあたっては、自社での対応だけに限定せず、M&Aなど柔軟かつスピーディーに対応していく方針であります。

③ グループ内連携の強化

当社は、グループ経営戦略の立案機能の強化及び、再編が進む廃棄物処理業界において、M&Aを推進する機動的な組織体制を構築するため、2022年4月より持株会社体制へ移行いたしました。今後はグループ間の連携・情報の共有を強化し、より高度な廃棄物処理を追求してまいります。

④ ESG経営の強化

国内外における脱炭素化やSDGsの推進が加速する中、上場企業としてESG（環境(E: Environment)、社会(S: Social)、ガバナンス(G: Governance))を意識した経営が求められています。当社は、健全かつ公平で透明性の高い経営と環境に配慮した廃棄物処理を追求することで、地域社会をはじめとするステークホルダーとの関係構築と地域に根差した環境インフラの提供を通じて、中長期の当社グループの企業価値の向上と社会の持続的な成長を目指すことを目標・方針とし、経営資源の良質化に向けた社内体制の整備に取り組んでまいります。

(5) 主要な事業内容（2023年3月31日現在）

事業区分	事業内容
廃棄物処分事業	廃棄物の中間処理、最終処分
収集運搬事業	産業廃棄物及び一般廃棄物の収集運搬
仲介管理事業	廃棄物処理案件の仲介管理

(6) 主要な営業所及び工場（2023年3月31日現在）

① 当社

本社	静岡県浜松市東区有玉南町2163番地
オフィス	アクトオフィス（浜松市中区）、品川オフィス（東京都港区）

(注) 品川オフィスは、2023年4月3日付で支店登記をしました。

② 子会社

株 式 会 社 ミ ダ ッ ク	本社	浜松市東区
	営業所	本社営業所（浜松市東区） 富士宮営業所（静岡県富士宮市） 名古屋営業所（名古屋市中区） 東京営業所（川崎市川崎区）
	中間処理施設	本社事業所（浜松市東区） 呉松事業所（浜松市西区） 豊橋事業所（愛知県豊橋市） 富士宮事業所（静岡県富士宮市）
	最終処分場	奥山の杜クリーンセンター（浜松市北区） 遠州クリーンセンター（浜松市西区） 浜名湖クリーンセンター（浜松市西区）
株式会社ミダックライナー	本社（浜松市東区）	
株 式 会 社 三 晃	本社（愛知県春日井市）、本社工場（愛知県春日井市）、小牧工場（愛知県小牧市）、関事業所（岐阜県関市）	
株 式 会 社 柳 産 業	本社（浜松市西区）	

(注) 株式会社柳産業は、2023年4月1日付で株式会社ミダックこなんへ商号を変更しました。

(7) 使用人の状況 (2023年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
廃棄物処分事業	118 (22) 名	9名増 (2名減)
収集運搬事業	63 (8) 名	17名増 (増減なし)
仲介管理事業	44 (4) 名	12名減 (2名減)
全社共通	40 (9) 名	10名増 (4名増)
合計	265 (43) 名	24名増 (増減なし)

(注) 使用人数は就業人員(当社から社外への出向者を除く。)であり、臨時雇用者数(嘱託、契約社員、パートタイマー、人材会社からの派遣社員含む)は、()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
40 (9) 名	150名減 (21名減)	42.7歳	7.9年

(注) 1. 使用人数は就業人員(当社から社外への出向者を除く。)であり、臨時雇用者数(嘱託、契約社員、パートタイマー、人材会社からの派遣社員含む)は、()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 当社は、2022年4月1日を効力発生日として会社分割を実施し、当社の収集運搬事業(一般廃棄物の収集運搬事業)を新たに設立した株式会社ミダックライナーに承継、並びに当社の廃棄物処分事業(産業廃棄物の収集運搬事業)を当社の完全子会社である株式会社ミダック及び株式会社三晃に承継させるグループ内の組織再編を実施しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2023年3月31日現在)

借入先	借入額
浜松磐田信用金庫	2,501百万円
株式会社静岡銀行	2,653百万円
株式会社三菱UFJ銀行	1,471百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2023年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 95,940,000株
- ② 発行済株式の総数 27,773,500株 (自己株式170,001株を含む)
- ③ 株主数 5,509名
- ④ 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株式会社フォンスアセットマネジメント	8,190,000株	29.67%
熊 谷 勝 弘	4,138,600株	14.99%
S S B T C C L I E N T O M N I B U S A C C O U N T	1,486,538株	5.39%
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	1,473,700株	5.34%
熊 谷 由 起 子	1,342,800株	4.86%
熊 谷 裕 之	1,256,728株	4.55%
加 藤 恵 子	634,318株	2.30%
矢 板 橋 一 志	605,840株	2.19%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	584,300株	2.12%
株式会社静岡銀行 (常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)	507,000株	1.84%

(注) 1. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

2. 株式会社フォンスアセットマネジメントは、当社専務取締役である熊谷裕之及びその親族が株式を保有する資産管理会社であります。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社取締役に交付した株式の状況

	株 式 数	交 付 対 象 者 数
取締役 (監査等委員および社外取締役を除く)	69,654株	5名
社外取締役 (監査等委員を除く)	-株	-名
監査役 (監査等委員)	-株	-名

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告17~20頁「2. (3)③ 取締役の報酬等」に記載しております。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ③ その他新株予約権等に関する重要な事項（2023年3月31日現在）

	第5回新株予約権	第6回新株予約権
決議年月日	2020年9月17日	2022年6月7日
付与対象者の区分及び人数	当社グループの従業員 18名	当社グループの従業員 70名
新株予約権の数	54個	210個
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	普通株式 10,800株	普通株式 21,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1,403円	2,797円
新株予約権の行使期間	2022年9月18日から2030年9月17日	2024年6月8日から2032年6月7日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1株当たり 1,403.0円 資本組入額 1株当たり 701.5円	発行価格 1株当たり 2,797.0円 資本組入額 1株当たり 1,398.5円
新株予約権の行使の条件	(注)	(注)
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	組織再編行為（合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転）を行う場合は別途定める事項による。	組織再編行為（合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転）を行う場合は別途定める事項による。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(注) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

(3) 会社役員の状況

① 取締役の状況（2023年4月3日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	加藤 恵子	株式会社ミダック 代表取締役社長
専務取締役	熊谷 裕之	株式会社ミダック 専務取締役 株式会社ミダックライナー 取締役
取締役	武田 康保	開発事業部長 兼 品川オフィス支配人 株式会社ミダック 取締役 株式会社三晃 取締役 LOVE THY NEIGHBOR株式会社 代表取締役社長
取締役	高田 廣明	経営企画部長 株式会社ミダック 取締役 株式会社ミダックこなん 監査役
取締役	鈴木 清彦	事業統括部長 株式会社ミダック 取締役兼事業部長 株式会社ミダックこなん 取締役
取締役（常勤監査等委員）	井上 正弘	
取締役（監査等委員）	石川 真司	弁護士法人中京法律事務所 代表社員
取締役（監査等委員）	奥川 哲也	奥川哲也税理士事務所 所長
取締役（監査等委員）	俵山 初雄	学校法人興誠学園理事長

(注) 1. 取締役（監査等委員）石川真司氏、取締役（監査等委員）奥川哲也氏及び取締役（監査等委員）俵山初雄氏は、社外取締役であります。

2. 取締役（常勤監査等委員）井上正弘氏は、経理、財務、監査及び事業経営管理の各業務の経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、取締役（監査等委員を除く）からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに内部監査室と監査等委員会との十分な連携を可能とすべく、井上正弘氏を常勤の監査等委員として選定しております。

3. 取締役（監査等委員）石川真司氏は、弁護士としての専門的な法務知識と幅広い経験を有しております。
4. 取締役（監査等委員）奥川哲也氏は、税理士として財務、会計及び税務に関する相当程度の知見を有しております。
5. 取締役（監査等委員）依山初雄氏は、浜松信用金庫（現浜松磐田信用金庫）常務理事、一般財団法人しんきん経済研究所理事長等豊富な実務経験をとおり、金融、財務、会計及び税務に関する相当程度の知見を有しております。
6. 当社は、取締役（監査等委員）石川真司氏、取締役（監査等委員）奥川哲也氏及び取締役（監査等委員）依山初雄氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は取締役及び取締役（監査等委員）の全員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用等が填補されることとなります。
8. 当社は、2022年4月1日を効力発生日として会社分割を実施し、当社の収集運搬事業（一般廃棄物の収集運搬事業）を新たに設立した株式会社ミダックライナーに承継、並びに当社の廃棄物処分事業（産業廃棄物の収集運搬事業）を当社の完全子会社である株式会社ミダック及び株式会社三晃に承継させるグループ内の組織再編を実施しております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（監査等委員）石川真司氏、取締役（監査等委員）奥川哲也氏、取締役（監査等委員）依山初雄氏とは会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

③ 取締役の報酬等

イ. 取締役の報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月18日開催の取締役会において、取締役（監査等委員を除く）の個人の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、基本報酬を軸に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定

に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等および株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

2. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役（監査等委員であるものを除く）の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準も考慮しながら、基本給、総資産額、業績に与える貢献度等を総合的に勘案して決定するものとする。

なお、報酬の決定プロセスは、2017年6月22日開催の第53期定時株主総会において、取締役（監査等委員であるものを除く）の報酬限度額（使用人兼務取締役の使用人分の報酬を除く）は年額200百万円以内とするとの決議を条件とし、毎年定時株主総会後の取締役会にて各取締役の具体的報酬額の決定を代表取締役社長へ一任することを決定している。また、監査等委員会において取締役（監査等委員であるものを除く）の報酬に関して当社監査等委員会規則第3条第四項及び法令に基づき審議した結果、相当であるとの意見をもって最終決定している。

3. 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬等は、廃棄物処分事業である最終処分場を主業とし、最終処分場の埋立残容量と利益のバランスを重視する当社ではそぐわないと判断したため、現状では支給しない方針とする。

非金銭報酬等は、譲渡制限付株式（リストラクテッド・ストック）とする。

当社の取締役（監査等委員であるものを除く）を対象に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の一層の価値共有を進めることを目的とした譲渡制限付株式報酬制度を第55期定時株主総会での決議により、その報酬限度額（年額200百万円以内）の範囲内、譲渡制限期間は当社の取締役会が予め定める期間を原則として支給することとする。

4. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、取締役会で委任を受けた代表取締役社長は、監査等委員会において取締役（監査等委員であるものを除く）の報酬に関して当社監査等委員会規則第3条第四項及び法令に基づき審議した結果を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。

[取締役の役位ごとの種類別報酬割合]

役 位	役 員 報 酬 の 構 成 比		
	基 本 報 酬	業 績 連 動 報 酬 等	非 金 銭 報 酬 等
代 表 取 締 役	57%~67%	—	33%~43%
専 務 取 締 役	62%~72%	—	28%~38%
常 務 取 締 役	67%~77%	—	23%~33%
取 締 役 (監 査 等 委 員 で 有 る も の を 除 く)	72%~82%	—	18%~28%
社 外 取 締 役	100%	—	—
監 査 等 委 員 だ る 取 締 役	100%	—	—

- (注) 1. 基本報酬において使用人兼務役員については、使用人給与分も加味している。
 2. 当社役員規程第27条により上記表以外、会社の業績の内容により取締役に対し、株主総会に上程しその決議を経たうえで役員賞与を支給することがある。
 3. 当社では、役員退職慰労金は廃止している。
 4. 2023年3月23日開催の指名・報酬委員会において、「取締役の役位ごとの種類別報酬割合」の一部変更を承認している。

5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議にもとづき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額および各取締役の担当事業の業績を踏まえた評価配分とする。なお、非金銭報酬等は、取締役会で取締役の個人別の割当株式数を決議する。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役)	124,183 (-)	90,902 (-)	- (-)	33,281 (-)	5 (-)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	14,550 (8,250)	14,550 (8,250)	-	-	4 (3)
合計 (うち社外取締役)	138,733 (8,250)	105,452 (8,250)	- (-)	33,281 (-)	9 (3)

- (注) 1. 取締役 (監査等委員除く) の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人給与等は含まれておりません。
2. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、内容は譲渡制限付株式 (リストラクテッド・ストック) であります。
3. 取締役 (監査等委員を除く) の金銭報酬の額は、2017年6月22日開催の第53期定時株主総会において年額200百万円以内と決議いただいております (使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない)。
- 当該株主総会終結時点の取締役 (監査等委員を除く) の員数は5名です。
- また、金銭報酬とは別枠 (以下、「本制度」という。) で、2019年6月25日開催の第55期定時株主総会において、株式報酬の額として年額200百万円以内 (監査等委員及び社外取締役は付与対象外) と決議いただいております。2022年6月29日開催の第58期定時株主総会においては、本制度に基づく対象取締役に対する譲渡制限付株式の発行又は処分方法について一部改定の決議をいただいております。
- 当該株主総会終結時点の取締役 (監査等委員及び社外取締役を除く) の員数は5名です。
4. 取締役 (監査等委員) の金銭報酬の額は、2017年6月22日開催の第53期定時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役 (監査等委員) の員数は3名です。
5. 取締役会は、代表取締役社長加藤恵子に対し取締役 (監査等委員を除く) の基本報酬の額及び各取締役 (監査等委員を除く) の担当事業の業績を踏まえた評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当事業の業績について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。なお、監査等委員会において取締役 (監査等委員を除く) の報酬に関して当社監査等委員会規則第3条第四項及び法令に基づき審議した結果、相当であるとの意見をもって最終決定しております。

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役（監査等委員）石川真司氏は、弁護士法人中京法律事務所の代表社員であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）奥川哲也氏は、奥川哲也税理士事務所の所長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）俵山初雄氏は、学校法人興誠学園理事長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ. 他の法人等の社外役員等としての重要な兼任の状況及び当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 (監査等委員)	石 川 真 司	当事業年度に開催された取締役会23回のすべてに出席し、監査等委員会12回のすべてに出席いたしました。弁護士としての専門的な法務知識と幅広い経験から取締役会において、特に重要な契約では具体的なお発言及びご助言をいただいております。 また、監査等委員会において適宜必要な発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	奥 川 哲 也	当事業年度に開催された取締役会23回のすべてに出席し、監査等委員会12回のすべてに出席いたしました。税理士として財務、会計及び税務に関する専門的な知識と経験から取締役会において、特に内部統制の観点からお発言及びご助言をいただいております。 また、監査等委員会において適宜必要な発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	俵 山 初 雄	2022年6月29日開催の第58期定時株主総会にて就任以降開催の当事業年度に開催された取締役会16回のすべてに出席し、監査等委員会9回のすべてに出席いたしました。浜松磐田信用庫等での長年の勤務による豊富な知識、業務経験から取締役会において、特にM&A関連において貴重なお発言及びご助言をいただいております。 また、監査等委員会において適宜必要な発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	44百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	44百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員である取締役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

3. 業務の適正を確保するための体制の整備についての決議の内容の概要

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、下記の内容で、当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他の業務の適正を確保するための体制について、取締役会で決議いたしております。

(1) 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役会は、法令及び定款を遵守し職務権限規程並びに取締役会規程に従い、経営に関する重要事項を討議、決定するとともに、取締役の職務の執行を監督しております。
- ② 代表取締役社長は、取締役会規程に従い毎月1回の定例会及び必要なときは機動的に臨時取締役会を招集し、業務執行の状況を取締役に報告しております。
- ③ 監査等委員である取締役は、法令又は定款もしくは監査等委員会規則の定めに従い、取締役の業務執行について客観的な立場での監督のもと適正な監査を実施しております。なお、監査の実施に関しては、必要に応じて内部監査室と連携を図る体制となっております。
- ④ 役職員が、すべての法令及び定款を遵守し高い倫理観を持って行動するために、「行動指針」「行動基準」を制定するとともに、リスク管理規程を定め周知徹底を図ることで日常の業務におけるリスク管理を行っております。
- ⑤ 企業倫理ヘルプライン規程を定め、通報体制として常勤監査等委員である取締役が窓口となる「ヘルプライン」を社内に設置するとともに、会社が契約する社外の弁護士事務所にも通報できる体制を整備しております。
- ⑥ 内部監査規程に基づき、各部署が経営方針、社内諸規程並びに関係諸法令に準拠し適正に運営されているかについて、内部監査室は定期的に内部監査を実施し代表取締役社長及び監査等委員である取締役に対し、その結果を報告しております。また、内部監査室は、監査結果により判明した問題点と改善状況についてもフォローアップ監査を実施しております。
- ⑦ 取締役会の任意の諮問委員会として、委員の過半数を独立社外取締役で構成する指名・報酬委員会を設置し、取締役の指名および報酬の決定に係る公正性・透明性・客観性を高めております。また、委員の過半数を独立社外取締役で構成する特別委員会を設置し、支配株主と少数株主との利益が相反する取引・行為について審議・検討を行う体制となっております。

(2) **取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制**

文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報（議事録、稟議書及びそれらの関連資料、会計帳簿・会計伝票及びその他の情報等）を文書又は電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し保存しております。取締役は、文書管理規程により、常時これらの文書等を閲覧することができる体制となっております。

(3) **損失の危険の管理に関する規程その他の体制**

- ① リスク管理規程に基づき、リスク管理委員会を設置しコンプライアンス、環境、災害、情報セキュリティ等、当社が直面する、あるいは将来発生する可能性のあるリスクを識別し識別したリスクに対して組織的かつ適切な予防策を講じるよう努めております。
- ② 地震等の自然災害や不測の事故による損失の発生に備えるため、事業継続計画（BCP）を策定し、緊急事態発生時の対応を定めております。また、リスクが現実化し重大な損害の発生が予測される場合には、速やかに代表取締役社長を本部長とする緊急対策本部を設置する等、被害回避及び被害拡大の防止に努めております。
- ③ 個人情報保護規程等に基づき、個人情報漏洩による損失の発生防止を図っております。

(4) **取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

- ① 中期経営方針に基づき、年度方針・目標を設定しております。また、グループ経営会議を毎月1回開催し、当社の全取締役、当社グループの主要幹部が出席し各社・部署より、毎月の予算の達成状況、予算及び実績の差異分析結果や業績並びに部門計画の進捗状況と改善策を報告させ、具体的な施策を講じる体制となっております。
- ② 取締役会規程に従い、毎月1回の定例会及び必要なときは機動的に臨時取締役会を招集し、経営に関する重要事項を討議、決定するとともに取締役の職務の執行状況の監督を行う体制となっております。
- ③ 組織規程及び業務分掌規程並びに職務権限規程により、取締役の職務執行の効率性を確保しております。

(5) **当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

- ① 当社グループは、高い倫理観を持って行動するための「行動指針」「行動基準」及び関係会社管理規程に基づいてグループ会社を管理する体制となっております。
- ② 当社の全取締役、当社グループの主要幹部をメンバーとするグループ経営会議を毎月1回開催し、業務の状況に加え重要事項等についてグループ会社から報告させるなど、グ

- グループ運営の適正を確保する体制を整えております。
- ③ グループ会社におきましても、当社の内部監査室による定期的な内部監査を実施しており、監査結果は当社の代表取締役社長及び監査等委員である取締役に報告する体制となっております。
- ④ 当社の監査等委員である取締役は、グループ会社の監査役と連携し監査を実施するとともに、監査結果について都度、意見交換するなど監査の充実と強化に努めております。
- (6) **監査等委員である取締役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性及びその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**
- ① 監査等委員である取締役を補助する専任の使用人は設置していませんが、監査等委員である取締役から監査業務に必要な使用人の設置を求められた場合は、監査等委員である取締役と協議の上、専任もしくは兼任の従業員を配置することとしております。
- ② 監査等委員である取締役を補助する使用人を選定した場合は、その使用人に対する指示命令は、その監査業務の範囲内において監査等委員である取締役に帰属するものとしております。
- (7) **取締役及び使用人等並びに子会社の取締役及び使用人等が当社の監査等委員である取締役に報告をするための体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**
- ① 監査等委員である取締役は、監査等委員会規則に従い取締役会及びその他重要な会議に出席し取締役及び使用人より、職務の執行状況を聴取するとともに、関係資料を閲覧できる体制となっております。
- ② 監査等委員である取締役は、議事録、稟議書及びそれらの関連資料等の業務執行に関わる書類等の閲覧を行い、取締役及び使用人に説明を求めることができる体制となっております。
- ③ 当社を含むグループの取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人は、法令及び定款違反並びに不正の事実に加え、業績に重大な影響を及ぼす事項について監査等委員である取締役に速やかに報告するものとしております。なお、報告に関わらず、監査等委員である取締役は、取締役及び使用人に対して必要に応じて説明を求めることができる体制となっております。
- ④ 上記報告がヘルプラインその他手続きで本人以外であった場合は、企業倫理ヘルプライン規程に準じて報告をしたことを理由に、当該報告者が不利益な扱いを受けることがないよう保証しております。

- (8) **監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**
監査等委員である取締役がその職務の執行につき当社に対して費用の前払い等の請求をしたときは、当社は請求に係る費用又は債務が当該監査等委員である取締役の職務執行に必要でない認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務の処理を行うこととなっております。
- (9) **その他監査等委員である取締役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**
- ① 監査等委員である取締役及び会計監査人並びに内部監査室は、監査の実施において互いに連携する体制となっております。
 - ② 監査等委員会及び監査等委員である取締役は、代表取締役社長、会計監査人と必要に応じ会合をもち意見交換を行う体制となっております。
- (10) **反社会的勢力を排除するための体制**
- ① 当社グループは、行動基準に「社会の秩序や企業の健全な活動に反する団体や個人に対して、毅然とした態度で接します」と定めており、不当要求等には毅然とした態度で臨み、反社会的勢力の排除に取り組んでおります。
 - ② 当社グループは、所轄警察署や顧問弁護士等の外部専門機関とも連携し情報共有を図り、反社会的勢力を排除する体制となっております。
 - ③ 当社グループは、反社会的勢力調査マニュアルを定め、これを運用することで反社会勢力と係わりのある企業、団体、個人との取引防止に努めております。

4. 内部統制システムの運用状況の概要

当社では、前記方針に基づいて、内部統制体制の整備とその適切な運用に努めております。当期に実施いたしました内部統制の主な取り組みは以下のとおりであります。

(1) **内部統制システム全般**

- ① 取締役会及びグループ経営会議を毎月1回開催し、重要事項の討議・決定及び経営方針に関して法令及び定款の遵守並びに業務の適正性等について審議いたしました。
- ② 内部監査室による内部監査をグループ各社並びに各部門に実施し、代表取締役社長、監査等委員である取締役へ報告しております。

(2) **コンプライアンス**

- ① 毎朝、役職員全員で「行動基準」を唱和することや社内掲示で確認する環境を整備することで、一人ひとりがルールを遵守し健全な事業活動が行えるように努めました。
- ② リスク管理規程に基づき、リスク管理委員会を3ヶ月に1度開催し、法令遵守体制の強化に努めました。
- ③ 環境マネジメントシステムを運用し、事業に関するコンプライアンスについて教育を行いました。

(3) **リスク管理**

リスク管理規程に基づき、リスク管理委員会を3ヶ月に1度開催し、他社の事故や事件を事例としグループ幹部がその情報を共有するとともに、当社に置き換え同様のリスクが内包していないか等のチェックを部門に展開したほか、検査機能として安全管理室は、グループ各社に対して横断的に検査を実施することでリスクの低減に努めました。

(4) **子会社管理**

子会社の事業に関しましては、当社より責任を負う取締役を任命し、法令遵守体制、リスク管理体制を構築する権限を与えるとともに、子会社の管理方針・管理組織については、「関係会社管理規程」に基づき、管理部ないしは経営企画部がこれを横断的に推進し管理しております。また、当社の内部監査室と監査等委員である取締役は連携し、またそれぞれの立場で各社の監査を実施し内部監査室は、監査結果を当社の代表取締役社長及び監査等委員である取締役へ報告しております。

(5) 監査等委員会の職務執行

当事業年度におきましては、監査等委員会を12回実施したほか、監査等委員である取締役全員がグループ経営会議に原則出席し重要な事項等に関して確認及び意見を述べております。また、常勤監査等委員である取締役は、業務調整会議、営業部会議、事業部会議等へ出席し業務執行状況を確認するとともに、稟議書等の重要書類を定期的に関覧し、内部統制の運用状況について確認を行いました。また、監査の実効性を確保するため代表取締役社長及び取締役と意見交換を行うとともに、会計監査人、内部監査室と連携を図っております。

5. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、会社法第459条第1項の規定に基づき、株主総会の決議によらず取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行う旨を定款に定めております。

当社では、企業価値の向上によって株主利益を増大させることを最重要課題の一つとして認識しております。利益配分につきましては、経営基盤や財務体質の強化を図りつつ、安定的な配当の継続的实施を基本としております。

当期の剰余金の配当につきましては、この基本方針及び財務体質の状況等を総合的に勘案し、取締役会決議により1株当たり期末配当といたしましては5円とさせていただきます。

内部留保金につきましては、経営基盤の強化及び今後のさらなる業容拡大を図るための投資に充当する等、有効に活用してまいりたいと考えております。

6. 会社の支配に関する基本方針

当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下、「基本方針」といいます。）を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

(1) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様への決定に委ねられるべきだと考えています。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、例えばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもあります。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から付託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えています。

(2) 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

(企業価値向上への取組み)

当社グループは、廃棄物の適正処理を通じて循環型社会の確立を目指す企業集団であり、「ミダック」の社名は、環境を象徴する水、大地、空気の頭文字に由来いたします。かけがえない地球を美しいまま次代に渡すことを使命とし、その前線を担う環境創造集団を目指して、事業者の廃棄物処理・管理等に関するソリューション事業を手掛けております。

当社グループは、当社及び連結子会社2社で構成されております。セグメントは、(1) 廃棄物処分事業 (2) 収集運搬事業 (3) 仲介管理事業の3つとしており、当社グループは、これらの事業の中で廃棄物の適正処理の推進、資源循環型社会への貢献を目指しております。環境省が公表している「産業廃棄物の排出及び処理状況等」によると、市場規模の指標となる全国の産業廃棄物の年間総排出量は、2007年以降はおよそ4億トン前後となっており、若干の増減はありますが概ね横ばいで推移しております。

昨今の廃棄物処理業界におきましては、中国による廃プラスチック等の輸入禁止措置が影響し、国内で処理しなければならない廃棄物量が増加いたしました。現在、全体では落ち着いた見られるものの一部の産業廃棄物処理施設では依然として処理能力が逼迫する状況が続いております。

このような状況下、当社グループは、廃棄物処理のあらゆるニーズに応えるため、収集運搬、中間処理、そして最終処分までを一貫して手がけてまいりました。今後におきましても、廃棄物一貫処理体制のもと、長期の安定した収益基盤の確立に取り組んでまいります。

また、中長期の成長戦略として、産業廃棄物排出量が最も多い関東地域への展開に注力し、新規廃棄物処理施設の設置候補地を選定してまいります。

今般、関東への進出の第一歩として、焼却施設向けの土地取得に向けた協議を進めており、当該土地取得は当社グループの成長戦略に寄与するものと考えております。

上記の事業戦略を着実に実践することで、当社グループの企業価値ひいては株主様の共同の利益の確保、向上を図っていく所存であります。

(3) **基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み**

当社は、2020年6月29日開催の当社第56期定時株主総会において、当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）を導入することに関して決議を行い、株主の皆様のご承認をいただいております。その内容は上記(1)の基本方針に沿っており、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間、並びに当社が大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保することを目的としています。

本対応策は、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の条件を満たす場合には当社が対抗措置をとることによって、大規模買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者に対して、警告を行うものです。

また、本対応策においては、対抗措置の発動等に当たって、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会を設置しております。当社取締役会は、対抗措置の発動又は不発動の決議等に際して独立委員会の勧告を最大限尊重し、独立委員会の判断の概要について株主及び投資家の皆様に適時に情報開示を行うことにより、透明性を確保します。

本対応策の詳細につきましては、当社ウェブサイトに掲載の2020年5月28日開示の「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の導入について（<https://ssl4.eir-parts.net/doc/6564/tdnet/1839890/00.pdf>）をご参照ください。

(4) 具体的な取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

上記(2)の取組みは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるための方策として策定されたものであり、当社の基本方針に沿うものと考えております。

また、上記(3)の買収防衛策は、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を充足しており、かつ、企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の以下の内容を踏まえております。

- ① 企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則
- ② 事前開示・株主意思の原則
- ③ 必要性・相当性確保の原則
 - ・独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示の徹底
 - ・合理的な客観的発動要件の設定
 - ・デッドハンド型もしくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

従いまして、本対応策は、上記の内容を踏まえた高度の合理性を有する公正性・客観性が担保され、株主共同の利益が確保された対応策であり、当社取締役の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	7,833,970	流動負債	3,929,701
現金及び預金	6,540,406	買掛金	52,449
受取手形及び売掛金	968,534	短期借入金	1,290,000
棚卸資産	92,548	1年内償還予定の社債	16,000
その他	233,865	1年内返済予定の長期借入金	994,657
貸倒引当金	△1,384	未払法人税等	489,389
固定資産	13,773,592	未払金	525,731
有形固定資産	11,674,033	賞与引当金	98,582
建物及び構築物	1,070,317	その他	462,891
機械装置及び運搬具	604,867	固定負債	6,693,963
最終処分場	5,175,517	社債	200,000
土地	2,851,551	長期借入金	5,528,913
建設仮勘定	1,898,153	最終処分場維持管理引当金	795,238
その他	73,625	資産除去債務	112,505
無形固定資産	1,088,225	その他	57,306
のれん	934,520	負債合計	10,623,664
施設設置権	120,300	(純資産の部)	
その他	33,405	株主資本	10,965,730
投資その他の資産	1,011,334	資本金	90,000
繰延税金資産	280,499	資本剰余金	4,934,175
その他	730,834	利益剰余金	6,093,745
資産合計	21,607,562	自己株式	△152,190
		新株予約権	18,167
		純資産合計	10,983,897
負債純資産合計	21,607,562	負債純資産合計	21,607,562

連結損益計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売上高		7,771,698
売上原価		3,143,460
売上総利益		4,628,237
販売費及び一般管理費		1,872,942
営業利益		2,755,295
営業外収益		
受取利息	408	
固定資産売却益	8,822	
不動産賃貸料	14,126	
その他	10,260	33,618
営業外費用		
支払利息	80,343	
不動産賃貸原価	9,909	
その他	6,356	96,609
経常利益		2,692,304
税金等調整前当期純利益		2,692,304
法人税、住民税及び事業税	1,040,980	
法人税等調整額	△34,385	1,006,595
当期純利益		1,685,709
親会社株主に帰属する当期純利益		1,685,709

連結株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					新株予約権	純資産合計
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本 合 計		
当連結会計年度期首残高	2,149,871	2,896,672	4,545,900	△62,637	9,529,807	6,582	9,536,390
当連結会計年度変動額							
新 株 の 発 行							-
資本金から剰余金への 振 替	△2,059,871	2,059,871			-		-
剰 余 金 の 配 当			△137,864		△137,864		△137,864
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			1,685,709		1,685,709		1,685,709
自 己 株 式 の 取 得				△152,718	△152,718		△152,718
自 己 株 式 の 処 分		△22,368		63,165	40,796		40,796
株主資本以外の項目の当連 結会計年度変動額 (純額)						11,585	11,585
当連結会計年度変動額合計	△2,059,871	2,037,502	1,547,844	△89,553	1,435,922	11,585	1,447,507
当連結会計年度末残高	90,000	4,934,175	6,093,745	△152,190	10,965,730	18,167	10,983,897

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 4社

連結子会社の名称

(株)ミダック

(株)ミダックライナー

(株)三晃

(株)柳産業

上記のうち、(株)ミダックライナーは当連結会計年度において、当社を分割会社とする新設分割により設立した100%子会社であります。なお、(株)柳産業は、2023年4月1日付で株式会社ミダックこなんへ商号を変更しました。

(2) 非連結子会社の名称等

LOVE THY NEIGHBOR株式会社

株式会社岩原果樹園

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産

商品、原材料、仕掛品は総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を、また貯蔵品については最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産

定率法(ただし、最終処分場、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	8～40年
機械装置及び運搬具	4～17年
最終処分場	10～32年

ロ 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、施設設置権については、10年間で均等償却しております。また、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

(3) 重要な引当金の計上基準

イ 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定

の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

□ 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち、当連結会計年度負担額を計上しております。

ハ 最終処分場維持管理引当金

廃棄物最終処分場埋立終了後の維持管理費等の支出に備えるため、将来の発生見積額を基礎として当連結会計年度負担額を計上しております。

維持管理費等は、廃棄物最終処分場埋立終了以後、処分場廃止時までの期間に発生が見込まれる費用で構成され、現行の「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及びその関係法令等に基づき、施設ごとの状況に応じて見積額を算出しております。

(4) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、定額法（10～17年間）により償却を行っております。

(5) 収益及び費用の計上基準

イ 廃棄物処分事業

廃棄物処分事業においては、廃棄物の中間処理として、廃棄物を処理施設において脱水、焼却、中和等により、減量化、性状の安定化等を行うサービス及び、廃棄物の最終処分としてリサイクルが困難な廃棄物などを埋め立てるサービスを行っております。このようなサービスについては、契約に基づく処理が完了した一時点で履行義務が充足されるため、当該時点で収益を認識しております。

ロ 収集運搬事業

廃棄物処分事業においては、廃棄物の排出場所から廃棄物を回収し、処理場まで運搬するサービスを行っております。このようなサービスについては、運搬の進捗度に基づき一定の期間にわたり履行義務が充足されます。ただし、廃棄物の収集運搬は荷受けした当日中に収集運搬が完了し、履行義務が充足されるため、荷受け時点で収益を認識しております。

ハ 仲介管理事業

廃棄物処分事業においては、廃棄物処理業者向けに、廃棄物処理案件の仲介及び管理を行うサービスを行っております。このようなサービスについては、仲介案件に係る処理が完了した一時点で履行義務が充足されるため、当該時点で収益を認識しております。

(6) その他連結計算書類作成のための重要な事項

イ 最終処分場の会計処理

最終処分場勘定については、廃棄物の最終処分を行う目的で取得した土地代金、建設費用及び処分に使用する設備費用等を計上しております。また、当該勘定科目は、埋立予定期間であります10～32年間で均等償却しております。

ロ 施設設置権の会計処理

施設設置権勘定については、新規に同等の最終処分場を取得した場合の土地の選定、住民交渉、許認可取得及び建設等に係る時間価値を算定し、2016年3月31日の企業結合により取得した最終処分場の経済的便益との差額を計上しております。また、当該勘定科目は、埋立予定期間であります10年間で均等償却しております。

ハ 営業手数料収入の会計処理

廃棄物処理の仲介取引については、処理委託先における廃棄物処理完了時に営業手数料収入として計

上しております。

二 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

ホ 役員に対する事前交付型譲渡制限付株式の会計処理

事前交付型譲渡制限付株式のうち現物出資型のものについては、役員に対する金銭報酬債権の付与時に、金銭報酬債権相当額を長期前払費用として資産計上し、役員から当該金銭報酬債権が現物出資財産として払い込まれたものとして会計処理を行っております。当該長期前払費用は、付与された金銭報酬債権に対応する職務執行の期間にわたり費用計上しております。

事前交付型譲渡制限付株式のうち無償交付型のものについては、株式の公正な評価額のうち対象勤務期間を基礎とする方法に基づき当期に発生したと認められる額を費用計上し、対応する金額を資本金又は資本準備金に計上しております。なお、譲渡制限付株式報酬として自己株式を処分した場合は、割当日において、処分した自己株式の帳簿価額を減額するとともに同額のその他資本剰余金を減額し、当期に発生したと認められる費用計上額に対応する金額をその他資本剰余金として計上しております。

(会計方針の変更に関する事項)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。当会計基準適用指針の適用による当連結会計年度の連結財務諸表に与える影響額はありません。

(表示方法の変更に関する事項)

連結損益計算書

前連結会計年度まで独立掲記して表示しておりました「受取保険金」及び「補助金収入」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より、営業外収益の「その他」に含めて表示しております。

(会計上の見積りに関する注記)

1. 最終処分場維持管理費の見積り

(1) 当年度の連結貸借対照表に計上した金額

最終処分場維持管理引当金 795,238千円

(2) 会計上の見積りの内容について連結財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

廃棄物最終処分場埋立終了後の維持管理費等は、現行の「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及びその関係法令等を前提に、天災地変や人的過失等の発生可能性は相当程度に低いとの仮定に基づき、その将来発生額を見積もっております。

そのため、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及びその関係法令等に改廃が行われた場合や、新たな法規制、条例等の制定による規制の強化又は緩和があった場合、あるいは万一の天災地変や人的過失によって汚染物質が浸出する等の事態が発生した場合には、廃棄物最終処分場埋立終了後の維持管理費等の見積額に影響を及ぼす可能性があります。

なお、維持管理費等の算出方法は、（連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等） 2. 会計方針に関する事項 (3) 重要な引当金の計上基準 ハ 最終処分場維持管理引当金に記載しております。

2. 株式会社柳産業に関するのれんの評価

(1) 当年度の連結貸借対照表に計上した金額

株式会社柳産業に関するのれん 261,485千円

(2) 会計上の見積りの内容について連結財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

株式会社柳産業に関して識別したのれんについて、取得原価のうち、のれんに配分された金額が相対的に多額となっておりますが、のれんを含む資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が当該資産グループの帳簿価額を上回るため、減損損失の認識は不要と判断しております。

割引前将来キャッシュ・フローは、将来の事業計画を基礎に算定しております。株式会社柳産業は東海地区において、建設廃棄物の破砕、圧縮等を主体とした産業廃棄物中間処理事業及び産業廃棄物収集運搬事業を行っております。当該事業計画における売上高については、市場環境の不確実性を考慮し、今後も過去と同水準で推移すると仮定して作成しております。売上原価は、過去実績をベースにグループ内処理施設を利用した削減効果も考慮した原価率を仮定して作成しております。

なお、将来の経済条件の変化等により上記の仮定に見直しが必要となった場合、のれんの金額に重要な影響が生じる可能性があります。

(注) 株式会社柳産業は、2023年4月1日付で株式会社ミダックこなんへ商号を変更しました。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 棚卸資産の内訳及びその金額

商品	1,024千円
仕掛品	8,464千円
原材料及び貯蔵品	83,059千円
計	92,548千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

6,225,880千円

3. 有形固定資産に係る国庫補助金及び保険金の受入れによる圧縮記帳累計額

建物及び構築物	14,344千円
機械装置及び運搬具	8,261千円
その他	7,564千円
計	30,170千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 27,773,500株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年5月13日 取締役会	普通株式	137,864	5	2022年3月31日	2022年6月30日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年5月12日 取締役会	普通株式	利益剰余金	138,017	5	2023年3月31日	2023年6月30日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い預金等に限定し、また、資金調達については主に設備投資計画等に照らして、必要な資金を銀行借入や社債発行により調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引先ごとの月次の期日管理や残高管理などの方法により管理しております。

営業債務である買掛金、未払法人税等は短期間で決済されるものであります。

社債及び借入金のうち、短期借入金は、主に一時的な運転資金に係る資金調達であり、1年内償還予定の社債、1年内返済予定の長期借入金、社債及び長期借入金は、主に子会社株式の取得、長期債務の借換え及び設備投資に係る資金調達であります。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価は、合理的に算定された価額によります。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 1年内償還予定の社債	16,000千円	15,996千円	△3千円
(2) 1年内返済予定の長期借入金	994,657千円	994,601千円	△55千円
(3) 社債	200,000千円	197,641千円	△2,358千円
(4) 長期借入金	5,528,913千円	5,502,535千円	△26,377千円

(注) 「現金及び預金」については、現金であること及び預金は短期間で決済されることから時価が帳簿価額に近似するものであるため、記載を省略しております。また、「受取手形及び売掛金」、「買掛金」、「短期借入金」、「未払金」及び「未払法人税等」についても、短期間で決済されることから時価が帳簿価額に近似するものであるため、記載を省略しております。

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観測可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観測可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産及び負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観測可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観測できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

該当する項目はございません。

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区 分	時 価			
	レ ベ ル 1	レ ベ ル 2	レ ベ ル 3	合 計
1年内償還予定の社債	－ 千円	15,996千円	－ 千円	15,996千円
1年内返済予定の長期借入金	－ 千円	994,601千円	－ 千円	994,601千円
社 債	－ 千円	197,641千円	－ 千円	197,641千円
長 期 借 入 金	－ 千円	5,502,535千円	－ 千円	5,502,535千円

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

社債（1年内償還予定を含む）

当社の発行する社債の時価は、元利金の合計額と、当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(賃貸等不動産に関する注記)

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項
当社は浜松市において、賃貸の用に供している不動産を有しております。
2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

連結貸借対照表計上額	時価
111,207千円	130,912千円

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
2. 当連結会計年度末の時価は、主として「固定資産税評価額」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報
当連結会計年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額は以下の通りであります。

事業区分	金額
廃棄物処分事業	6,934,144千円
収集運搬事業	710,626千円
仲介管理事業	126,927千円
合計	7,771,698千円

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

(1) 廃棄物処分事業

① 契約及び履行義務に関する情報（履行義務・重要な支払条件）

廃棄物処分事業において当社グループは、廃棄物の中間処理として、廃棄物を処理施設において脱水、焼却、中和等により、減量化、性状の安定化等を行うサービス及び、廃棄物の最終処分としてリサイクルが困難な廃棄物などを埋め立てるサービスを行っております。

通常の支払期限は処理完了日の翌月末としております。なお、対価には変動対価は含まれておらず、契約に重要な金融要素も含まれておりません。

- ② 取引価格の算定に関する情報
排出事業者と締結する契約書に基づき算定しております。
 - ③ 履行義務への配分額の算定に関する情報
取引価額の履行義務への配分は行っておりません。
 - ④ 履行義務の充足時点に関する情報
契約に基づく処理が完了した一時点で履行義務が充足されます。
- (2) 収集運搬事業
- ① 契約及び履行義務に関する情報（履行義務・重要な支払条件）
廃棄物処分事業において当社グループは、廃棄物の排出場所から廃棄物を回収し、処理場まで運搬するサービスを行っております。
通常を支払期限は運搬完了日の翌月末としております。なお、対価には変動対価は含まれておらず、契約に重要な金融要素も含まれておりません。
 - ② 取引価格の算定に関する情報
排出事業者と締結する契約書に基づき算定しております。
 - ③ 履行義務への配分額の算定に関する情報
取引価額の履行義務への配分は行っておりません。
 - ④ 履行義務の充足時点に関する情報
運搬の進捗度に基づき一定の期間にわたり履行義務が充足されます。ただし、廃棄物の収集運搬は荷受けした当日中に完了するため、同日に履行義務が充足されます。
- (3) 仲介管理事業
- ① 契約及び履行義務に関する情報（履行義務・重要な支払条件）
廃棄物処分事業において当社グループは、廃棄物処理業者向けに、廃棄物処理案件の仲介及び管理を行うサービスを行っております。
通常を支払期限は仲介案件にかかる処理が完了した日の翌月末としております。なお、対価には変動対価は含まれておらず、契約に重要な金融要素も含まれておりません。
 - ② 取引価格の算定に関する情報
仲介先と取り交わす合意書に基づき算定しております。
 - ③ 履行義務への配分額の算定に関する情報
取引価額の履行義務への配分は行っておりません。
 - ④ 履行義務の充足時点に関する情報
仲介案件に係る処理が完了した一時点で履行義務が充足されます。
3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報
- 契約資産及び契約負債の期首残高及び期末残高、当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益に重要性はありません。

(1 株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	397円26銭
2. 1株当たり当期純利益	61円12銭
3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益	61円10銭

(追加情報)

会社分割による持株会社体制への移行

当社は、2021年7月21日開催の取締役会において、当社を分割会社とし、当社の100%子会社である「(株)ミダック及び(株)三晃」(以下、「承継会社」)に廃棄物処分事業(処理施設)、収集運搬事業(産業廃棄物の収集運搬事業)及び仲介管理事業を承継させる吸収分割、また当社を分割会社とし、新たに設立する「(株)ミダックライナー」(以下、「新設会社」)に、一般廃棄物の収集運搬事業を承継させる新設分割を実施することを決議し、2021年7月21日に締結いたしました承継会社との吸収分割に関する契約に基づき、2022年4月1日を効力発生日として持株会社体制へ移行いたしました。

(1) 取引の概要

① 対象となった事業の名称及びその事業の内容

事業の名称 廃棄物処分事業(処理施設)、産業廃棄物の収集運搬事業、一般廃棄物の収集運搬事業、仲介管理事業

事業の内容 廃棄物の中間処理、産業廃棄物及び一般廃棄物の収集運搬事業、処理業者への排出事業者紹介

② 企業結合日

2022年4月1日

③ 企業結合の法的形式

当社を分割会社とし、承継会社に廃棄物処分事業(処理施設)、収集運搬事業(産業廃棄物の収集運搬事業)及び仲介管理事業を承継させる吸収分割、また当社を分割会社とし、新設会社に、一般廃棄物の収集運搬事業を承継させる新設分割をそれぞれ実施いたしました。なお、各事業にかかる営業業務も同時に承継いたしました。

④ 結合後企業の名称

株式会社ミダック

株式会社三晃

株式会社ミダックライナー

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」、「事業分離等に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引として処理を行いました。

新型コロナウイルス感染症について

新型コロナウイルス感染症に関しては、当連結会計年度の業績に重要な影響を与えておらず、現状以上に著しく感染拡大が進まない限り、将来経営計画にも重要な影響を与えないと仮定しております。

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,084,215	流動負債	2,481,371
現金及び預金	1,280,152	短期借入金	1,290,000
棚卸資産	11,579	1年内償還予定の社債	16,000
前払費用	14,100	1年内返済予定の長期借入金	994,657
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	457,180	未払金	128,235
その他	321,203	未払費用	27,023
固定資産	11,703,057	預り金	3,578
有形固定資産	1,974,722	賞与引当金	6,977
建物	89,218	その他	14,899
車両運搬具	1,994	固定負債	5,729,047
工具、器具及び備品	33,606	社債	200,000
土地	1,469,313	長期借入金	5,528,913
建設仮勘定	380,590	その他	134
無形固定資産	18,625	負債合計	8,210,418
ソフトウェア	18,625	(純資産の部)	
投資その他の資産	9,709,709	株主資本	5,558,687
関係会社株式	3,025,792	資本金	90,000
出資金	190	資本剰余金	4,210,153
関係会社長期貸付金	6,395,202	資本準備金	2,172,651
長期前払費用	144,014	その他資本剰余金	2,037,502
繰延税金資産	53,451	利益剰余金	1,410,724
その他	91,058	利益準備金	2,500
資産合計	13,787,273	その他利益剰余金	1,408,224
		別途積立金	100,000
		繰越利益剰余金	1,308,224
		自己株式	△152,190
		新株予約権	18,167
		純資産合計	5,576,854
		負債純資産合計	13,787,273

損益計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	1,736,968
売上原価	12,293
売上総利益	1,724,674
販売費及び一般管理費	901,438
営業利益	823,235
営業外収益	
受取利息	75,293
受取配当金	6
その他	1,717
営業外費用	
支払利息	76,263
社債利息	891
その他	3,874
経常利益	819,223
税引前当期純利益	819,223
法人税、住民税及び事業税	40,080
法人税等調整額	△2,728
当期純利益	781,871

株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本										新株予約 権	純資産 合計
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自己株式	株主資本 合計			
		資本 準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金	利益剰余金 合計					
別 途 積 立 金	繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合計										
当 期 首 残 高	2,149,871	2,172,651	186,974	2,359,625	2,500	100,000	2,993,539	3,096,039	△62,637	7,542,898	6,582	7,549,480
当 期 変 動 額												
新 株 の 発 行												-
資本金から準備金又は剰余金への振替	△2,059,871		2,059,871	2,059,871						-		-
剰余金の配当							△137,864	△137,864		△137,864		△137,864
会社分割による減少			△186,974	△186,974			△2,329,322	△2,329,322		△2,516,296		△2,516,296
当期純利益							781,871	781,871		781,871		781,871
自己株式の取得									△152,718	△152,718		△152,718
自己株式の処分			△22,368	△22,368					63,165	40,796		40,796
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）											11,585	11,585
当期変動額合計	△2,059,871	-	1,850,528	1,850,528	-	-	△1,685,314	△1,685,314	△89,553	△1,984,211	11,585	△1,972,626
当 期 末 残 高	90,000	2,172,651	2,037,502	4,210,153	2,500	100,000	1,308,224	1,410,724	△152,190	5,558,687	18,167	5,576,854

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式は移動平均法による原価法を採用しております。

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品、原材料、仕掛品は総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を、また貯蔵品については最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法(ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	8～40年
機械及び装置	4～17年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、のれんについては、11年間で均等償却しております。また、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち、当事業年度負担額を計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社における顧客との契約から生じる主な収益は経営指導料であり、当該取引は、顧客との契約における義務を履行するにつれて顧客が便益を享受するものであることから、役務を提供する期間にわたり収益を認識しております。

6. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(2) 役員に対する事前交付型譲渡制限付株式の会計処理

事前交付型譲渡制限付株式のうち現物出資型のものについては、役員に対する金銭報酬債権の付与時に、金銭報酬債権相当額を長期前払費用として資産計上し、役員から当該金銭報酬債権が現物出資財産として払い込まれたものとして会計処理を行っております。当該長期前払費用は、付与された金銭報酬債権に対応する職務執行の期間にわたり費用計上しております。

事前交付型譲渡制限付株式のうち無償交付型のものについては、株式の公正な評価額のうち対象勤務期間を基礎とする方法に基づき当期に発生したと認められる額を費用計上し、対応する金額を資本金又は資本準備金に計上しております。なお、譲渡制限付株式報酬として自己株式を処分した場合は、割当日において、処分した自己株式の帳簿価額を減額するとともに同額のその他資本剰余金を減額し、当期に発生したと認められる費用計上額に対応する金額をその他資本剰余金として計上しております。

(会計方針の変更に関する事項)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。当会計基準適用指針の適用による当事業年度の計算書類に与える影響額はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

株式会社柳産業に関する関係会社株式の評価

(1) 当年度の貸借対照表に計上した金額

株式会社柳産業に関する関係会社株式 188,203千円

(2) 会計上の見積りの内容について財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

関係会社株式の減損処理を検討するに当たり、超過収益力を反映した実質価額と帳簿価額の比較による評価を行い、減損の要否を判断しております。実質価額に超過収益力を反映するにあたっては、将来の事業計画を基礎として超過収益力の毀損の有無を判断しております。

当該事業計画における主要な仮定の内容については、連結計算書類の（会計上の見積りに関する注記）

2. 株式会社柳産業に関するのれんの評価 に記載の仮定と同一であります。

なお、将来の経済条件の変化等により上記の仮定に見直しが必要となった場合、関係会社株式の金額に重要な影響が生じる可能性があります。

（注）株式会社柳産業は、2023年4月1日付で株式会社ミダックこなんへ商号を変更しました。

(貸借対照表に関する注記)

1. 棚卸資産の内訳及びその金額	
貯蔵品	11,540千円
計	11,540千円
2. 有形固定資産の減価償却累計額	107,425千円
3. 有形固定資産に係る国庫補助金及び保険金の受入れによる圧縮記帳累計額	
車両運搬具	100千円
計	100千円
4. 関係会社に対する金銭債権（区分表示したものを除く）	
短期金銭債権	114,646千円
短期金銭債務	25,045千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高	
営業取引の取引高	
売上高	1,707,080千円
販売費及び一般管理費	316千円
営業取引以外の取引高	75,382千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数
普通株式 27,773,500株

2. 事業年度の末日における自己株式の種類及び数
普通株式 170,001株

3. 剰余金の配当に関する事項
(1) 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年5月13日 取締役会	普通株式	137,864	5	2022年3月31日	2022年6月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年5月12日 取締役会	普通株式	利益剰余金	138,017	5	2023年3月31日	2023年6月30日

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の発生の主な原因は、株式報酬費用45,312千円、土地評価損13,519千円等であります。なお、繰延税金資産の算定に当たり控除した金額は13,739千円であります。

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	株式会社ミダック	所有 直接 100.0%	経営指導	経営指導料 の受取 (注) 1	919,560	未収入金	92,763
子会社	株式会社ミダック	所有 直接 100.0%	資金の貸付	資金の貸付 (注) 2	942,000	関係会社 短期貸付金	377,952
子会社	株式会社ミダック	所有 直接 100.0%	資金の貸付	資金の回収 (注) 2	94,488	関係会社 長期貸付金	5,446,860
子会社	株式会社柳産業	所有 直接 100.0%	資金の貸付	資金の貸付 (注) 2	-	関係会社 短期貸付金	52,656
子会社	株式会社柳産業	所有 直接 100.0%	資金の貸付	資金の回収 (注) 2	52,656	関係会社 長期貸付金	944,514

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 経営指導料については、業務内容等を勘案して両社協議のうえ決定しております。
2. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
3. 株式会社柳産業は、2023年4月1日付で株式会社ミダックこなんへ商号を変更しました。

(1 株当たり情報に関する注記)

- | | |
|----------------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 201円38銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 28円35銭 |
| 3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益 | 28円34銭 |

(追加情報)

会社分割による持株会社体制への移行

当社は、2021年7月21日開催の取締役会において、当社を分割会社とし、当社の100%子会社である「(株)ミダック及び(株)三晃」に廃棄物処分事業（処理施設）、収集運搬事業（産業廃棄物の収集運搬事業）及び仲介管理事業を承継させる吸収分割、また当社を分割会社とし、新たに設立する「(株)ミダックライナー」に、一般廃棄物の収集運搬事業を承継させる新設分割を実施することを決議し、2021年7月21日に締結いたしました承継会社との吸収分割に関する契約に基づき、2022年4月1日を効力発生日として持株会社体制へ移行いたしました。

なお、詳細につきましては、連結財務諸表の注記（追加情報）に記載のとおりであります。

新型コロナウイルス感染症について

新型コロナウイルス感染症に関しては、当事業年度の業績に重要な影響を与えておらず、現状以上に著しく感染拡大が進まない限り、将来経営計画にも重要な影響を与えないと仮定しております。

独立監査人の監査報告書

2023年5月23日

株式会社ミダックホールディングス
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
静岡事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 郷 右 近 隆 也

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石 黒 宏 和

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ミダックホールディングスの2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ミダックホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2023年5月23日

株式会社ミダックホールディングス

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
静岡事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 郷 右 近 隆 也

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石 黒 宏 和

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ミダックホールディングスの2022年4月1日から2023年3月31日までの第59期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第59期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び、使用人等からその構築及び運用状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、監査等委員会が定めた監査等委員会監査の基準に準拠し、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- (1) 監査等委員会が定めた監査等委員会監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担に従い、会社の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、内部監査部門と連携の上、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また子会社については、上記に加えて子会社の取締役、監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に赴くほか子会社から事業の報告を受けました。
- (2) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを確認するとともに会計監査人からその職務の遂行状況について報告を受けました。また、会計監査人からその職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（令和3年11月16日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社取締役の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月25日

株式会社ミダックホールディングス 監査等委員会

常勤監査等委員 井上正弘 ㊟

監査等委員 石川真司 ㊟

監査等委員 奥川哲也 ㊟

監査等委員 俵山初雄 ㊟

(注) 監査等委員 石川真司、監査等委員 奥川哲也、監査等委員 俵山初雄は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役（監査等委員であるものを除く）5名選任の件

取締役（監査等委員であるものを除く。以下本議案において同じ）全員は、本株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、新たに取締役5名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、地 位、担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社 の株式の数
1	加 藤 恵 子 (1970年6月1日)	2001年1月 税理士登録 2006年8月 株式会社ミダックホールディングス取締役 就任 2010年4月 当社取締役就任 2016年6月 株式会社ミダックはまな（現株式会社ミダ ック）取締役就任 2019年4月 当社代表取締役社長就任（現任） 2021年9月 株式会社ミダック代表取締役社長就任（現 任）	661,251株
(取締役候補者とした理由) 現在代表取締役社長として安全管理室及び内部監査室を管掌、当社グループ全般の経営を担っております。長年にわたる管理部長としての経験を有し、会社の経理・財務及び総務全般の業務などを適切、公平に遂行することができる高い知見を有していることにより、重要事項の決定及び各取締役の職務執行の状況に関する監督などにおいて適切にその役割を果たしており、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。			
2	熊 谷 裕 之 (1960年1月16日)	1980年3月 小島清掃株式会社入社（現当社入社） 1984年9月 同社取締役就任 2004年7月 株式会社ミダックホールディングス専務取 締役就任 2010年4月 当社専務取締役就任（現任） 2015年12月 株式会社ミダックはまな（現株式会社ミダ ック）代表取締役社長就任 2021年9月 株式会社ミダック専務取締役就任（現任）	1,265,700株
(取締役候補者とした理由) 長年にわたる廃棄物処理業（最終処分、中間処分、収集運搬）全般の経験を有し、現在取締役として営業統括部及び収集運搬統括部を管掌し当社の業績向上に大きく貢献していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、地 位、担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社 の株式の数
3	武 田 康 保 (1967年7月29日)	2004年 5 月 当社入社 2006年 4 月 株式会社ミダックホールディングス取締役 就任 2010年 4 月 当社取締役就任 (現任) 2022年 4 月 株式会社ミダック取締役就任 (現任)	380,060株
(取締役候補者とした理由) 長年にわたり営業部門を統括、管理部門の経験も有し、現在取締役として開発事業部長をしており、当社の新規案件の取得開発等に尽力しております。同氏が有する幅広い知見と交渉力により、大きな成長のために必要な人材であることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。			
4	高 田 廣 明 (1968年4月9日)	2006年12月 株式会社ミダックホールディングス入社 2007年 6 月 同社取締役就任 2010年 4 月 当社取締役就任 (現任) 2022年 4 月 株式会社ミダック取締役就任 (現任)	376,164株
(取締役候補者とした理由) 長年にわたる経営企画の経験を有し、現在取締役として経営企画部長をしております。当社の中期経営計画の策定・管理、M&A等に主体となって取り組んできた実績があり会社組織全体を把握していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。			
5	鈴 木 清 彦 (1973年9月7日)	2000年 2 月 当社入社 2006年10月 当社取締役就任当社営業部長 2008年 4 月 株式会社ミダックふじの宮取締役工場長 2019年 6 月 当社取締役就任 (現任) 2022年 4 月 株式会社ミダック取締役就任 (現任)	155,266株
(取締役候補者とした理由) 長年にわたる廃棄物処理業（最終処分、中間処分）全般の経験を有し、現在取締役として事業統括部長をしております。廃棄物処理に関する豊富な実績、継続的な成長のために適切な人材であることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。			

- (注) 1. 現在当社の取締役である重任予定5名の候補者の当社における地位、担当及び重要な兼職の状況は、本第59期定時株主総会招集ご通知に掲載の事業報告（19頁）に記載のとおりであります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 各候補者の所有する当社の株式数には、ミダックグループ役員持株会における本人持分を含めて当期末（2023年3月31日）現在の株式数を記載しております。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用等を当該保険契約により填補することとしております。各候補者の選任が承認された場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

5. 当社は、過去、当社と同名の株式会社ミダックホールディングスを2004年7月28日に設立しましたが、2010年4月1日に当時の株式会社ミダック（現株式会社ミダックホールディングス）と合併し解散しております。
6. 当社は、2021年9月1日に株式会社ミダックから株式会社ミダックホールディングスに商号を変更しました。また、2022年4月1日を効力発生日として会社分割を実施し、当社の収集運搬事業（一般廃棄物の収集運搬事業）を新たに設立した株式会社ミダックライナーに承継、並びに当社の廃棄物処分事業（産業廃棄物の収集運搬事業）を当社の完全子会社である株式会社ミダック及び株式会社三晃に承継させるグループ内の組織再編を実施しております。

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役井上正弘氏、石川真司氏及び奥川哲也氏の3名は、本株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、新たに監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略 歴 、 地 位 、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社の 株式の数
※ 1	かわ かみ よし たけ 川 上 好 武 (1958年6月10日)	1981年4月 サイデン化学株式会社入社 1983年3月 ミヤマ株式会社入社 2019年5月 株式会社ミダック（現当社）入社 2022年8月 内部監査室 室長代理（現任）	一株
(監査等委員である取締役候補者とした理由) 総合環境企業であるミヤマ株式会社にて営業本部長等を歴任後、当社の開発事業部、営業部、内部監査室と従事、他社及び当社において豊富な経験・知見、化学的な知識を有しており、監査等委員として職責を適切に遂行できるものと判断し、監査等委員である取締役候補者としております。			
2	いし かわ しん じ 石 川 真 司 (1966年9月18日)	1997年4月 弁護士登録 2001年10月 中京法律事務所共同経営（代表社員） （現任） 2015年4月 愛知県弁護士会副会長 2017年4月 法テラス（日本司法支援センター）愛知副 所長（現任） 2019年6月 当社監査等委員である社外取締役就任（現 任）	836株
(監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 弁護士としての専門的な知識と幅広い経験を有しており、中立的な立場から客観的な意見を述べ、また重要な契約においては具体的なご指摘をいただくなど、監査等委員として職責を適切に遂行できるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者としております。			

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当 及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	おくがわてつや 奥川哲也 (1962年7月21日)	1985年4月 名古屋国税局採用 1993年9月 佐藤澄男税理士事務所入所（現税理士法人名南経営） 1993年10月 税理士登録 1994年10月 野田勇司公認会計士・税理士事務所入所 2001年1月 公認会計士・税理士祖父江良雄事務所入所（現デロイトトーマツ税理士法人） 2007年6月 デロイトトーマツ税理士法人パートナー就任 2013年4月 名古屋経済大学大学院法学研究科客員教授就任（現任） 2018年4月 奥川哲也税理士事務所開設、同所所長（現任） 2021年6月 当社監査等委員である社外取締役就任（現任）	301株
<p>(監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要)</p> <p>奥川哲也氏は税理士として財務及び会計に関する相当程度の知見と豊富な実務経験を有しており、中立的な立場から客観的な意見を述べ、監査等委員として職責を適切に遂行できるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者としております。</p>			

- (注) 1. 現在当社の監査等委員である取締役である重任予定2名の候補者の当社における地位、担当及び重要な兼職の状況は、本第59期定時株主総会招集ご通知に掲載の事業報告（19頁）に記載のとおりであります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. ※印は、新任の監査等委員である取締役候補者であります。
4. 石川真司氏及び奥川哲也氏は、社外取締役候補者であります。
 なお、石川真司氏の監査等委員である社外取締役としての在任期間は4年、奥川哲也氏の監査等委員である社外取締役としての在任期間は2年であります。
5. 当社と監査等委員である社外取締役石川真司氏及び監査等委員である社外取締役奥川哲也氏は会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。
 当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としており石川真司氏及び奥川哲也氏の再任が承認された場合は、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。

6. 当社は、石川真司氏及び奥川哲也氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、石川真司氏及び奥川哲也氏が再任された場合は引き続き同氏を独立役員として指定する予定であります。
7. 各候補者の所有する当社の株式数には、ミダックグループ役員持株会における本人持分を含めて当期末（2023年3月31日）現在の株式数を記載しております。
8. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用等を当該保険契約により填補することとしております。各候補者の選任が承認された場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

【ご参考】取締役会の構成

当社は、取締役候補者については、業界経験、専門知識、人格、多様性等の判断をもとに役員規程に定めた手続きに則り選任しております。監査等委員である社外取締役にについては、法曹、会計、税務等の知見をもとに選任しております。2023年5月25日現在の取締役スキルマトリックスは、以下の通りであります。

役職	氏名	◇女性 □男性	経営	財務 会計 税務	法務	営業	技術 開発	I R	リスク
代表取締役	加藤 恵子	◇	●	●	●			●	●
専務取締役	熊谷 裕之	□	●			●	●		●
取締役	武田 康保	□	●			●	●		●
取締役	高田 廣明	□	●	●				●	●
取締役	鈴木 清彦	□	●			●	●		●
取締役 監査等委員	井上 正弘	□	●	●					●
(新任候補者) 取締役 監査等委員	川上 好武	□				●	●		●
取締役 監査等委員	石川 真司	□	●		●				
取締役 監査等委員	奥川 哲也	□	●	●	●				
取締役 監査等委員	俵山 初雄	□	●	●					

第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。本議案による選任の効力は、定款の規定により本決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までであります。なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当 及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
犬飼敦雄 (1975年4月30日)	2004年10月 弁護士登録 細井法律事務所（現弁護士法人大樹法律事務所）入所 2011年11月 犬飼法律事務所開設 同所所長（現任） 2012年1月 名古屋大学法学部非常勤講師（現任） 2016年4月 小牧市行政不服審査会 委員（現任）	一株
（補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要） 犬飼敦雄氏は過去に直接経営に関与したことはありませんが、弁護士としての専門的な知識と幅広い経験を有しており、中立的な立場から客観的な意見を述べ、監査等委員として職責を適切に遂行できるものと判断し、引き続き補欠の社外監査等委員である取締役候補者としております。		

- (注) 1. 犬飼敦雄氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 犬飼敦雄氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
3. 犬飼敦雄氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。
4. 犬飼敦雄氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合には、同氏は、東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、独立役員として指定する予定であります。
5. 犬飼敦雄氏の所有する当社の株式数には、当期末（2023年3月31日）現在の株式数を記載しております。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用等を当該保険契約により填補することとしております。犬飼敦雄氏が監査等委員である社外取締役に就任された場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第4号議案 当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続の件

当社は、2023年5月25日開催の当社取締役会において、本定時株主総会における株主の皆様のご承認をいただくことを条件として、「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」の継続（以下、継続後の対応策を「本プラン」といいます。）を決議いたしました。つきましては、本プラン及び下記Ⅲ. 3「本プランの内容」の要領により新株予約権無償割当てに関する事項の決定を当社取締役会に委任していただくことをお願いするものであります。なお、本プランの策定にあたり、外部環境等の整理及び一部語句の修正を行っておりますが、スキームに変更はありません。本プランの内容は、下記のとおりです。

I. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式等の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式等の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様の決定に委ねられるべきだと考えています。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、例えばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもあります。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から付託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えています。

II. 基本方針の実現に資する特別な取組みについて

(1) 企業価値向上への取組み及び本プランの必要性

当社グループは、廃棄物の適正処理を通じて循環型社会の確立を目指す企業集団であり、「ミダック」の社名は、環境を象徴する水、大地、空気の頭文字に由来いたします。かけがえのない地球を美しいまま次代に渡すことを使命とし、その前線を担う環境創造集団を目指して、事業者の廃棄物処理・管理等に関するソリューション事業を手掛けております。

当社グループは、当社及び連結子会社4社、非連結子会社2社で構成されております。セグメントは、(1) 廃棄物処分事業 (2) 収集運搬事業 (3) 仲介管理事業の3つとしており、当社グループは、これらの事業の中で廃棄物の適正処理の推進、資源循環型社会への貢献を目指しております。

環境省が公表している「産業廃棄物の排出及び処理状況等」によると、市場規模の指標となる全国の産業廃棄物の年間総排出量は、2007年以降はおよそ4億トン前後となっており、若干の増減はありますが、概ね横ばいで推移しております。

このような状況下、当社グループは、廃棄物処理のあらゆるニーズに応えるため、収集運搬、中

間処理、そして最終処分までを一貫して手がけてまいりました。今後におきましても、廃棄物一貫処理体制のもと、長期の安定した収益基盤の確立に取り組んでまいります。

また、2022年4月に創業70周年を迎えたこの大きな節目を機に、「経営理念」を追求する道筋として、次の80周年に「目指すべき姿」を具現化するため、ミダックグループ10年ビジョン『Challenge 80th』を策定しました。当社グループは、『Challenge 80th』実現に向け、5ヶ年の中期経営計画を2次にわたって推し進めることとし、2027年3月期までの第1次中期経営計画期間は、「成長加速のための基盤づくり」として、M&Aによる成長を含まないオーガニックグロースのみで、売上高100億円、経常利益50億円を目指してまいります。さらに、第2次中期経営計画期間である2032年3月期までにおいても、最終処分場と中間処理施設に対するオーガニック投資を推し進めることで成長基盤の強化を段階的に積み上げ、同時並行で積極的なM&A投資も推し進めることで、連結売上高400億円、経常利益120億円を目指しております。

振り返ると、ここ数年の間において、新型コロナウイルス感染症による経済活動の停滞、ロシア・ウクライナ情勢等によるインフレ圧力の上昇等、日本経済も目まぐるしく変化を遂げました。このような状況の中でも、当社グループが上場以来増収増益を継続し、安定的な収益源を構築できたのは、将来に向けた開発計画を着実に実践してきた実績によるものであります。

2022年6月に発表した『Challenge 80th』も同様であり、これまで積み上げてきたオーガニック投資と今後の開発計画を着実に実践することが、今後の当社グループのさらなる企業価値向上及び収益基盤の構築に繋がるものと考えております。

しかし、現時点においては、上記中期経営計画が始動した段階にあることを鑑みると、適正な株価形成には長期的な時間を要するものと考えます。従って、本プランを予め具備しておくことは、今後の企業価値向上及び株主共同の利益に寄与するものと判断し、本プランを継続することといたしました。

(2) コーポレート・ガバナンスについて

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループが営む事業は、株主、従業員、顧客、債権者、そして地域社会をはじめとする様々なステークホルダーとの信頼関係の構築が必要不可欠であると考えております。当社グループでは、社会的信用に応えるべく、健全で透明性が高く、経営環境の変化に迅速かつ的確に対応できる経営管理体制の構築が重要な経営課題のひとつと認識しております。

経営の意思決定や取締役の業務執行の監督、内部統制の体制整備及び高い倫理感を持って行動するための「行動指針」「行動基準」を定めるなど、経営の健全性及び効率性ならびに透明性を高めるためにグループ全体で取り組んでおります。

また、当社は、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図ることを目的に、2017年6月22日開催の第53期定時株主総会において、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しております。

監査等委員である取締役4名（うち社外取締役3名）で監査等委員会を構成し、監査機能を一層充実させております。

②コーポレート・ガバナンス体制の概要

- (a) 取締役会は取締役（監査等委員である取締役を除く）5名（男性4名、女性1名）及び監査等委員である取締役4名（男性4名）で構成され、毎月1回以上開催し、経営の基本方針、法令により定められた事項、その他経営に関する重要事項を決定しております。
- (b) 監査等委員会は常勤監査等委員1名、監査等委員（社外取締役）3名で構成され、原則として毎月1回開催しております。監査等委員である取締役は、取締役会及び他の重要な会議へ出席し、取締役の業務執行状況の監査を行っております。なお、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名を選任しております。
- (c) 指名・報酬委員会は、委員長を代表取締役社長として、取締役の指名・報酬等に関する手続の公正性・透明性・客観性を強化することを目的とし、取締役会の諮問機関として設置しております。構成員は、委員長の代表取締役社長の他、監査等委員（社外取締役）3名で構成されております。
- (d) 特別委員会は、委員長を代表取締役社長として、支配株主と少数株主との利益が相反する重要な取引・行為に関する手続の公正性・透明性・客観性を強化することを目的とし、取締役会の諮問機関として設置しております。構成員は、委員長の代表取締役社長の他、監査等委員（社外取締役）3名で構成されております。
- (e) 当社グループの全取締役及び当社グループの主要幹部をメンバーとして毎月1回、グループ経営会議を開催しております。毎月の予算実績管理、部門計画の進捗管理を行う他、社内の全ての重要事項について審議又は意見交換を行っております。
- (f) 当社グループは、委員長を代表取締役社長として、気候変動などの地球環境問題への配慮、人権の尊重、従業員の健康・労働環境への配慮や公正・適切な処遇、取引先との公正・適正な取引、自然災害等への危機管理など、サステナビリティ（持続可能性）を巡る課題への対応を図るため、サステナビリティ推進委員会を3ヶ月に1回以上開催しております。構成員は、委員長の代表取締役社長の他、主要幹部で構成されております。
- (g) リスク管理委員会を3ヶ月に1回以上開催し、当社を取り巻く経営リスクの検証を行い、そのリスク発生防止のため組織的且つ適切な予防策を講じるよう努めております。
- (h) 代表取締役社長の直属の安全管理室を設置し、社内の労働安全や衛生上の問題点抽出や改善への取組み状況の確認を実施しております。
- (i) 代表取締役社長の直属の内部監査室を設置し、専任3名で「内部監査規程」に基づき、自部門を除く全ての部署を対象に内部監査を計画的に実施し、監査結果は代表取締役社長及び監査等委員会に報告されております。
- (j) 会計基準に準拠した適正な会計処理を行うべく、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し会計監査を受けております。

業務を執行した公認会計士

指定社員	業務執行社員	郷右近 隆也
指定社員	業務執行社員	石黒 宏和

監査業務に係る補助者の構成	
公認会計士	4名
会計士試験合格者等	2名
その他	10名

(k) 当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）は法令が規定する金額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

③内部統制システムに関する基本的な考え方

当社は、「企業は公器である」との基本理念に基づき、当社に関わるすべてのステークホルダーに対して責任ある経営を実現し、長期的な企業価値の拡大を図るために努力しております。その目的を実現させるためには、株主の権利と利益を守るための健全な経営とそれを裏付ける経営監視機能及び適時適切な情報開示が最重要課題の一つであると認識しております。この課題を達成するために、当社は各会議体が形骸的なものになることを排し、取締役、幹部社員に積極的な発言を行うことを奨励しております。また、日常的にも意思疎通を緊密にし、忌憚のない意見交換ができる自由な雰囲気醸成することを心がけております。社長からの一方的な指示命令や馴れ合いの議論を排除し、リスクを考慮したうえで迅速な意思決定を行うとともに、相互の牽制を効かせることができる組織の構築を図っております。その一方で当社は、監査等委員会を設置し監査等委員である取締役ににつきましては、それぞれの経験から、経営に対して厳格なチェックを行っております。また、内部監査室による内部監査を行っております。

このような体制とすることで、迅速な意思決定と経営監視機能の充実を図り、コーポレート・ガバナンスの強化に努めております。なお、情報開示につきましては、ステークホルダー間に情報格差が生じないよう適時公正な情報開示を心がけてまいります。

Ⅲ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

1. 本プランの目的

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、上記Ⅰに記載の基本方針に沿って継続されるものであり、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間、並びに当社が大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保することを目的としています。

当社は、Ⅱ.(1)に記載のある中長期の事業戦略の達成のためにも、今後は廃棄物排出量の最も多い関東地域への拠点展開に注力し、新規廃棄物処理施設（最終処分場、焼却施設）の設置候補地を複数選定し、同時並行的に計画を推進していく方針であります。

当社の主要事業である廃棄物処理事業は装置産業であり、かかる事業戦略を遂行していく上で、多額の資金が必要となります。2022年1月には、管理型最終処分場の第2期から第4期までの工事代金の一部と当社の新規水処理施設の建設費用の一部に充当するため、これに必要な資金を新株式発行により約28億円調達いたしました。当社では、今後も埼玉県熊谷市に新規焼却施設の建設を予定しているほか、東日本エリアでの新規管理型最終処分場の開発を予定しているなど、複数の投資案件を計画しており、今後においても、さらに高い資金需要を見込んでおります。

かかる状況において、当社として大規模買付行為に対する対抗策の必要性について検討したところ、大規模買付者による情報提供、当社取締役会による検討・評価といったプロセスを確保するとともに、当社グループの企業価値及び株主共同の利益に対する明白な侵害を防止するため、大規模買付行為に対する対抗策を準備しておくことが必要であるという結論に至りました。当社としては、かかる対抗策の準備は、上記事業戦略を着実に遂行し、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に資さない大規模買付行為を可及的に排除するために必要かつ有効であり、また本プランは、大規模買付行為開始前に所要の情報提供や検討期間を確保するものであって企業価値・株主共同の利益の維持・向上に資するものであると考えております。

当社の株主の状況は、2023年3月31日現在において、発行済株式総数の59.51%（議決権割合59.98%）が当社役員及びその関係者（以下、「当社役員等」といいます。）によって保有されております。しかしながら、当社の株式は、その約4割は個人株主の皆様や外国法人等により保有されているため、当然のことながら流動性があります。現時点において当社役員等が保有している当社の株式についても、その権利の行使については個々の判断の基に行われており、また、今後の世代交代等により、各々の事情による譲渡、相続、その他の処分がなされることで、分散化が進んでいく可能性は否定できません。また、当社役員等の発行済株式総数に対する保有割合（以下、「持株比率」といいます。）は、東京証券取引所第二部（現スタンダード市場）上場直前の2018年9月30日時点の70.77%から、2019年12月に実施した公募及び第三者割当てによる新株発行（611,600株）及び株式売出し（総数209,000株のうち当社役員等によるもの134,000株）、2022年1月に実施した新株発行（1,000,000株）により、59.51%に低下しております。今後も上記事業戦略遂行において発生する高い資金需要に対応するため、2022年1月に実施したような株式市場からの資金調達を選択する可能性も十分あり、当社の株式の流動性がさらに増す可能性は否定できません。以上のような観点から、資金調達による流動性の向上が図られる場合には、当社役員等の持株比率は低下することになり、より多くの株主及び投資家の皆様に当社の株式を保有していただく機会が増加することになりますが、その反面、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大規模買付行為が行われるおそれが高まることも否定できないと考えております。

なお、2023年3月31日現在における当社の大株主の状況は、別紙3「当社の大株主の状況」のとおりです。また、現時点において、当社が特定の第三者から当社株式等の大規模買付行為を行う旨の提案を受けている事実はありません。

2. 本プランの概要

本プランは、以下のとおり、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、条件を満たす場合には当社が対抗措置をとることによって、大規模買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者に対して、警告を行うものです。

なお、本プランにおいては、対抗措置の発動等に当たって、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、独立委員会規程（その概要については別紙1をご参照ください。）に従い、当社社外取締役、又は社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士もしくは学識経験者又はこれらに準じる者）で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会（以下、「独立委員会」といいます。）の勧告を最大限尊重するとともに、株主及び投資家の皆様に適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。本プランにおける独立委員会の委員には、別紙2に記載の4氏が就任する予定です。

3. 本プランの内容

(1) 本プランに係る手続

① 対象となる大規模買付等

本プランは以下の(i)又は(ii)に該当する当社株式等の買付け又はこれに類似する行為（ただし、当社取締役会が承認したものを除きます。かかる行為を、以下、「大規模買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。大規模買付等を行い、又は行おうとする者（以下、「買付者等」といいます。）は、予め本プランに定められる手続に従わなければならないものとします。

(i) 当社が発行者である株式等 [1] について、保有者 [2] の株式等保有割合 [3] が20%以上となる買付け

(ii) 当社が発行者である株式等 [4] について、公開買付け [5] に係る株式等の株式等所有割合 [6] 及びその特別関係者 [7] の株式等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

② 「意向表明書」の当社への事前提出

買付者等におきましては、大規模買付等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該買付者等が大規模買付等に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下、「意向表明書」といいます。）を当社の定める書式により日本語で提出していただきます。

具体的には、「意向表明書」には、以下の事項を記載していただきます。

(i) 買付者等の概要

(I) 氏名又は名称及び住所又は所在地

(II) 代表者の役職氏名

(III) 会社等の目的及び事業の内容

- (二) 大株主又は大口出資者（所有株式又は出資割合上位10名）の概要
- (ホ) 国内連絡先
- (ハ) 設立準拠法
- (ii) 買付者等が現に保有する当社の株式等の数、及び意向表明書提出前60日間における買付者等の当社の株式等の取引状況
- (iii) 買付者等が提案する大規模買付等の概要（買付者等が大規模買付等により取得を予定する当社の株式等の種類及び数、並びに大規模買付等の目的（支配権取得もしくは経営参加、純投資もしくは政策投資、大規模買付等の後の当社の株式等の第三者への譲渡等、又は重要提案行為等 [8]その他の目的がある場合には、その旨及び内容。なお、目的が複数ある場合にはそのすべてを記載していただきます。）を含みます。）
- ③ 「本必要情報」の提供
- 上記②の「意向表明書」をご提出いただいた場合には、買付者等におきましては、以下の手順に従い、当社に対して、大規模買付等に対する株主及び投資家の皆様のご判断並びに当社取締役会の評価・検討等のために必要かつ十分な情報（以下、「本必要情報」といいます。）を日本語で提供していただきます。
- まず、当社は、買付者等に対して、「意向表明書」を提出していただいた日から10営業日 [9]（初日不算入）以内に、当初提出していただくべき情報を記載した「情報リスト」を上記②(i)(ホ)の国内連絡先に発送いたしますので、買付者等には、かかる「情報リスト」に従って十分な情報を当社に提出していただきます。また、上記の「情報リスト」に従い買付者等から提供していただいた情報では、大規模買付等の内容及び態様等に照らして、株主及び投資家の皆様のご判断並びに当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途請求する追加の情報を買付者等から提供していただきます。
- なお、大規模買付等の内容及び態様等にかかわらず、以下の各項目に関する情報は、原則として「情報リスト」の一部に含まれるものとします。
- (i) 買付者等及びそのグループ（共同保有者 [10]、特別関係者及びファンドの場合は各組員その他の構成員を含みます。）の詳細（沿革、具体的名称、資本構成、事業内容、財務内容、役員の名及び職歴等を含みます。）
- (ii) 大規模買付等の目的（「意向表明書」において開示していただいた目的の詳細）、方法及び内容（経営参画の意思の有無、大規模買付等の対価の種類及び金額、大規模買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付予定の株式等の数及び買付等を行った後における株式等所有割合、大規模買付等の方法の適法性を含みます。）
- (iii) 大規模買付等の対価の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び大規模買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、算定の際に第三者の意見を聴取した場合における当該第三者の名称、意見の概要及び当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を含みます。）
- (iv) 大規模買付等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名

称、調達方法及び関連する取引の内容を含みます。)

- (v) 大規模買付等に際しての第三者との間における意思連絡の有無及び意思連絡がある場合はその内容及び当該第三者の概要
- (vi) 買付者等が既に保有する当社の株式等に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要な契約又は取決め（以下、「担保契約等」といいます。）がある場合には、その契約の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株式等の数量等の当該担保契約等の具体的内容
- (vii) 買付者等が大規模買付等において取得を予定する当社の株式等に関し担保契約等の締結その他第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している合意の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株式等の数量等の当該合意の具体的内容
- (viii) 大規模買付等の後における当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
- (ix) 大規模買付等の後における当社の従業員、取引先、顧客及び地域社会その他の当社に係る利害関係者の処遇等の方針
- (x) 当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策

なお、当社取締役会は、買付者等から大規模買付等の提案がなされた事実とその概要及び本必要情報の概要その他の情報のうち、株主及び投資家の皆様のご判断に必要であると認められる情報がある場合には、適切と判断する時点で開示いたします。

また、当社取締役会は、買付者等による本必要情報の提供が十分になされたと認めた場合には、その旨を買付者等に通知（以下、「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、その旨を速やかに開示いたします。

④ 取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後、その翌日を起算日として、大規模買付等の評価の難易度等に応じて、以下の(i)又は(ii)の期間を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として設定し、速やかに開示いたします。

- (i) 対価を現金（円価）のみとする当社全株式等を対象とする公開買付けの場合には最大60日間
- (ii) その他の大規模買付等の場合には最大90日間

上記(i)(ii)いずれにおいても、取締役会評価期間は、評価・検討のために不十分であると取締役会及び独立委員会が合理的に認める場合に限り、延長できるものとしますが、延長の期間は最大30日間とします。その場合は、具体的延長期間及び当該延長期間が必要とされる具体的な理由を買付者等に通知すると共に株主及び投資家の皆様に開示いたします。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、買付者等から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等による大規模買付等の内容の検討等を行うものとします。当社取締役会は、これらの検討等を通じて、大規模買付等に関する

る当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、買付者等に通知するとともに、適時かつ適切に株主及び投資家の皆様に開示いたします。また、必要に応じて、買付者等との間で大規模買付等に関する条件・方法について交渉し、更に、当社取締役会として、株主及び投資家の皆様に代替案を提示することもあります。

⑤ 対抗措置の発動に関する独立委員会の勧告

独立委員会は、買付者等が出現した場合において、以下の手続に従い、取締役会評価期間内に、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非に関する勧告を行うものとします。独立委員会の判断が、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。なお、独立委員会が当社取締役会に対して以下の(i)又は(ii)に定める勧告をした場合には、当社取締役会は、当該勧告の事実とその概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに開示いたします。

(i) 買付者等が本プランに規定する手続を遵守しない場合

独立委員会は、買付者等が本プランに規定する手続を遵守しなかった場合、当該大規模買付等を当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであるとし、原則として当社取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告します。

(ii) 買付者等が本プランに規定する手続を遵守した場合

買付者等が本プランに規定する手続を遵守した場合には、独立委員会は、原則として当社取締役会に対して対抗措置の不発動を勧告します。

ただし、本プランに規定する手続が遵守されている場合であっても、別紙4に掲げる事由により、当該大規模買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであると認められ、かつ対抗措置の発動を相当と判断する場合には、例外的措置として、対抗措置の発動を勧告する場合があります。また、独立委員会は、対抗措置発動に関して、予め株主意思の確認を得るべき旨の留保を付すことができるものとします。

⑥ 取締役会の決議、株主意思の確認

当社取締役会は、上記⑤に定める独立委員会の勧告を最大限尊重し、かかる勧告を踏まえて当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から速やかに対抗措置の発動又は不発動の決議を行うものとします。

なお、独立委員会が対抗措置の発動を勧告するに際して、当該発動に関して事前に株主意思の確認を得るべき旨の留保を付した場合、当社取締役会は、実務上開催が著しく困難な場合を除き、実務上可能な限り最短の時間で株主意思確認のための株主総会（以下、「株主意思確認総会」といいます。）を招集し、対抗措置の発動に関する議案を付議します。株主意思確認総会は、定時株主総会又は臨時株主総会とあわせて開催する場合があります。当社取締役会において株主意思確認総会の開催を決定した場合には、取締役会評価期間はその時点を以て終了するものとします。当該株主意思確認総会にて、対抗措置の発動に関する議案が可決された場合

には、当社取締役会は株主意思確認総会における決定に従い、対抗措置の発動に関する決議を行い、必要な手続を行います。一方、当該株主意思確認総会において、対抗措置の発動に関する議案が否決された場合には、当社取締役会は、対抗措置の不実施に関する決議を行います。株主意思確認総会における投票は、当社の通常の株主総会における普通決議に準ずるものとし、賛否を決するものとします。

当社取締役会は、上記の決議を行った場合には、当該決議の概要その他当社取締役会及び独立委員会が適切と判断する事項について、また株主意思確認総会を実施した場合には、投票結果その他取締役会及び独立委員会が適切と判断する事項について、速やかに開示いたします。

⑦ 対抗措置発動の停止

当社取締役会が上記⑥の手続に従い対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、(i)買付者等が大規模買付等を中止した場合又は(ii)対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から対抗措置の発動が相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は対抗措置の停止の決議を行うものとします。

当社取締役会は、上記決議を行った場合、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

⑧ 大規模買付等の開始

買付者等は、本プランに規定する手続を遵守するものとし、取締役会において対抗措置の発動又は不発動の決議がなされるまでは大規模買付等を開始することはできないものとします。

(2)本プランにおける対抗措置の具体的内容

当社取締役会が上記(1)⑥に記載の決議に基づき発動する対抗措置は、新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の無償割当てとします。

本新株予約権の無償割当ての概要は、別紙5「新株予約権無償割当ての概要」に記載のとおりといたします。

当社取締役会は、対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、上記(1)⑦に記載のとおり、対抗措置発動の停止を決定することがあります。例えば、対抗措置として当社取締役会が本新株予約権の無償割当てを決議した場合において、買付者等が大規模買付等を中止し、当社取締役会が上記(1)⑦に記載の決議を行った場合には、本新株予約権の無償割当てについて設定した基準日に係る権利落ち日の前日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以後、本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては当社が無償で本新株予約権を取得する等の方法で、対抗措置の発動を停止することができるものとします。

(3)本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、本定時株主総会において承認が得られた場合には、当該承認決議の時から2026年6月開催予定の定時株主総会終結の時までとします。

ただし、かかる有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更又は廃止される

ものとし、また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとし、

なお、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法、その他の法令もしくは金融商品取引所規則の変更又はこれらの解釈・運用の変更、又は税制、裁判例等の変更に伴う形式的な変更が必要と判断した場合は、随時、独立委員会の承認を得たうえで、本プランを修正し、又は変更することができるものとし、他方、当社取締役会が、本プランの内容について当社株主の皆様の実質的な影響を与えるような変更を行う場合には、改めて直近で開催される株主総会に付議し株主の皆様のご承認をいただくことといたします。

当社は、本プランを廃止又は本プランの内容について当社株主の皆様の実質的な影響を与えるような変更を行った場合には、当該廃止又は変更の事実及び（変更の場合には）変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、速やかに開示いたします。

4. 本プランの合理性

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しており、かつ、企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容を踏まえています。

(1) 企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則

本プランは、上記1. に記載のとおり、当社株式等に対する大規模買付等がなされた際に、当該大規模買付等に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うことなどを可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって継続されるものです。

(2) 事前開示・株主意思の原則

本プランは、当社の本定時株主総会にて、株主の皆様のご賛同を得たうえで継続するものです。また、上記3. (3)に記載したとおり、本定時株主総会においてご承認いただいた後も、その後の当社株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更又は廃止されることとなります。従いまして、本プランの継続及び廃止には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっています。

(3) 必要性・相当性確保の原則

① 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示の徹底

当社は、上記2. に記載のとおり、本プランに基づく大規模買付等への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を確保することを目的として独立委員会を設置し、当社取締役会は、対抗措置の発動又は不発動の決議等に際して独立委員会の勧告を最大限尊重いたします。

また、当社は、独立委員会の判断の概要について株主及び投資家の皆様に情報開示を行う

こととし、当社の企業価値・株主共同の利益に資するよう本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しています。

② 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、上記3. に記載のとおり、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

③ デッドハンド型もしくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記3. (3)に記載のとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされています。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は業務執行取締役の任期を1年としているため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

5. 株主及び投資家の皆様への影響

(1)本プラン継続時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本プラン継続時には、本新株予約権の発行自体は行われません。従って、本プランがその継続時に株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

なお、前述の3. (1)に記載のとおり、買付者等が本プランを遵守するか否かにより当該買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、買付者等の動向にご注意ください。

(2)本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当てを行う場合には、別途定める割当て期日における株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき本新株予約権1個を上限とした割合で、本新株予約権が無償にて割当てられます。このような仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じるものの、保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じないことから、株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

ただし、買付者等につきましては、この対抗措置の発動により、結果的に、法的権利又は経済的利益に何らかの影響が生じる場合があります。

なお、当社取締役会が、本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であっても、上記3.

(1)⑦に記載の手續等に従い当社取締役会が対抗措置発動の停止を決定した場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。例えば、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が対抗措置の発動の停止を実施し本新株予約権を無償取得して新株を交付しない場合には、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値

の希釈化は生じないことになるため、当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った株主及び投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性がある点にご留意ください。

また、本新株予約権の行使又は取得に関して差別的条件を付す場合には、当該行使又は取得に際して、買付者等の法的権利、経済的利益に影響が生じることが想定されますが、この場合であっても、買付者等以外の株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

(3)本新株予約権の無償割当てに伴う株主の皆様の手続

本新株予約権の無償割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、当該新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となるため、申込みの手続は不要です。

また、当社が取得条項を付した新株予約権取得の手続をとる場合には、買付者等以外の株主の皆様におかれましては、新株予約権の行使価格相当の金銭を払い込むことなく、当社による新株予約権取得の対価として当社株式を受領することになるため、当該新株予約権に関する申込み等の手続は不要となります。

以上のほか、割当て方法、行使の方法、当社による取得の方法及び株式の交付方法等の詳細については、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、当社は、その手続の詳細に関して、適用ある法令及び金融商品取引所規則に基づき、適時かつ適切に開示又は通知を行いますので、当該開示又は通知の内容をご確認ください。

以 上

- [1] 金融商品取引法第27条の23第1項に規定される「株券等」を意味するものとします。以下別段の定めがない限り同じとします。なお、本プランにおいて引用される法令等に改正（法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。）があった場合には、本プランにおいて引用される法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後においてこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に読み替えられるものとします。
- [2] 金融商品取引法第27条の23第1項に規定される保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。
- [3] 金融商品取引法第27条の23第4項に規定される「株券等保有割合」を意味するものとします。以下同じとします。
- [4] 金融商品取引法第27条の2第1項に規定される「株券等」を意味するものとします。以下(ii)において同じとします。
- [5] 金融商品取引法第27条の2第6項に規定される「公開買付け」を意味するものとします。以下同じとします。
- [6] 金融商品取引法第27条の2第8項に規定される「株券等所有割合」を意味するものとします。以下同じとします。

- [7] 金融商品取引法第27条の2第7項に規定される「特別関係者」をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下同じとします。
- [8] 金融商品取引法第27条の26第1項、金融商品取引法施行令第14条の8の2第1項、及び株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定される「重要提案行為等」をいいます。
- [9] 営業日とは、行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日以外の日をいいます。
- [10] 金融商品取引法第27条の23第5項に規定される「共同保有者」をいい、同条第6項に基づき「共同保有者」とみなされる者を含みます。以下同じとします。

独立委員会規程の概要

1. 独立委員会は、当会社取締役会の決議により、大規模買付等への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を担保することを目的として、取締役会の諮問機関として設置される。
2. 独立委員は3名以上とし、当会社の業務執行を行う経営陣から独立した、(1)社外取締役、又は(2)社外有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士、学識経験者又はこれらに準じる者）のいずれかに該当する者の中から、当会社取締役会の決議に基づき選任される。なお、当会社は、独立委員との間で、善管注意義務及び秘密保持義務に関する規程を含む契約を締結する。
3. 独立委員会の委員の任期は、選任の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の日又は別途当該独立委員と当会社が合意した日までとする。ただし、当会社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。
4. 独立委員会は、当会社代表取締役又は各独立委員が招集する。
5. 独立委員会の議長は、各独立委員の互選により選定される。
6. 独立委員会の決議は、原則として独立委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、独立委員のいずれかに事故がある時その他特段の事由がある時は、独立委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。
7. 独立委員会は、当会社取締役会の諮問に基づき、以下の各号に記載される事項について審議の上決議し、その決議内容を、理由を付して当会社取締役会に対して勧告する。
 - (1)本プランに係る対抗措置の発動の是非（発動に関して予め株主意思の確認を得ることの是非を含む）
 - (2)本プランに係る対抗措置の中止又は発動の停止
 - (3)本プランの廃止及び変更
 - (4)その他本プランに関連して当会社取締役会が任意に独立委員会に諮問する事項各独立委員は、独立委員会における審議及び決議においては、専ら当会社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己又は当会社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。

8. 独立委員会は、必要に応じて当社の取締役又は従業員その他必要と認める者を出席させ、独立委員会が求める事項に関する意見又は説明を求めることができる。
9. 独立委員会は、その職務の遂行に当たり、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）から助言を得ることができる。

以 上

独立委員会委員の略歴

石川 真司 (いしかわ しんじ) (1966年9月18日生)
 1997年 4月 弁護士登録
 2001年 10月 中京法律事務所共同経営
 2015年 1月 弁護士法人中京法律事務所 代表社員 (現任)
 2015年 4月 愛知県弁護士会副会長
 2017年 4月 法テラス (日本司法支援センター) 愛知副所長 (現任)
 2019年 6月 当社取締役 (監査等委員) (現任)

※当社は同氏を、東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、取引所に届け出ております。

奥川 哲也 (おくがわ てつや) (1962年7月21日生)
 1985年 4月 名古屋国税局採用
 1993年 9月 佐藤澄男税理士事務所入所 (現税理士法人名南経営)
 1993年 10月 税理士登録
 1994年 10月 野田勇司公認会計士・税理士事務所入所
 2001年 1月 公認会計士・税理士祖父江良雄事務所入所 (現デロイトトーマツ税理士法人)
 2013年 4月 名古屋経済大学大学院法学研究科客員教授就任 (現任)
 2018年 4月 奥川哲也税理士事務所開設、同所所長 (現任)
 2021年 6月 当社取締役 (監査等委員) (現任)

※当社は同氏を、東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、取引所に届け出ております。

俵山 初雄 (ひょうやま はつお) (1951年1月23日生)
 2005年 6月 浜松信用金庫 (現浜松磐田信用金庫) 常務理事
 2015年 6月 静岡県西部地域しんきん経済研究所理事長
 2018年 6月 一般社団法人しんきん経済研究所理事長
 2021年 7月 学校法人興誠学園副理事長兼浜松学院大学学長
 2022年 6月 当社取締役 (監査等委員) (現任)
 2022年 7月 学校法人興誠学園理事長 (現任)

※当社は同氏を、東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、取引所に届け出ております。

犬飼 敦雄 (いぬかい あつお) (1975年4月30日生)
2004年10月 弁護士登録
細井法律事務所(現大樹法律事務所)入所
2011年11月 犬飼法律事務所開設
同所所長(現任)
2012年1月 名古屋大学法学部非常勤講師(現任)
2016年4月 小牧市行政不服審査会 委員(現任)

※上記4氏と当社との間において、顧問契約等の関係はございません。

以 上

当社の大株主の状況（2023年3月31日現在）

順位	株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
1	株式会社フォンスアセットマネジメント	8,190,000	29.67
2	熊谷勝弘	4,138,600	14.99
3	SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCO UNT	1,486,538	5.39
4	日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,473,700	5.34
5	熊谷由起子	1,342,800	4.86
6	熊谷裕之	1,256,728	4.55
7	加藤恵子	634,318	2.30
8	矢板橋一志	605,840	2.19
9	株式会社日本カストディ銀行（信託口）	584,300	2.12
10	株式会社静岡銀行（常任代理人 日本マスタートラスト 信託銀行株式会社）	507,000	1.84

（注）当社は、自己株式170,001株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

以上

当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められる類型

1. 買付者等が真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社の株式等を当社関係者に引き取らせる目的で当社の株式等の取得を行っている又は行おうとしている者（いわゆるグリーンメイラー）であると判断される場合
2. 当社の会社経営を一時的に支配して当社又は当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先又は顧客等の当社又は当社グループ会社の資産を当該買付者等又はそのグループ会社等に移転する目的で当社の株式等の取得を行っているとは判断される場合
3. 当社の会社経営を支配した後に、当社又は当社グループ会社の資産を当該買付者等又はそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で、当社の株式等の取得を行っているとは判断される場合
4. 当社の会社経営を一時的に支配して、当社又は当社グループ会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等により処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当をさせるか、あるいはかかる一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って、当社の株式等の高価売り抜けをする目的で、当社の株式等の取得を行っているとは判断される場合
5. 買付者等の提案する当社の株式等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付けで当社の株式等の全部の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式等の買付等を行うことをいいます。）等の、株主の皆様の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主に当社の株式等の売却を強要するおそれがあると判断される場合
6. 買付者等の提案する当社の株式等の買付条件（買付対価の種類及び金額、当該金額の算定根拠、その他の条件の具体的内容（当該取得の時期及び方法を含みます。）、違法性の有無並びに実現可能性等を含むがこれらに限られません。）が、当社の企業価値に照らして著しく不十分又は不適切なものであると判断される場合
7. 買付者等による支配権の取得により、当社株主はもとより、当社の企業価値の源泉である顧客、従業員その他の利害関係者との関係を破壊し、その結果、当社の企業価値・株主共同の利益の著しい毀損が予想されるなど、当社の企業価値・株主共同の利益の確保又は向上を著しく妨げるおそれがあると判断される場合
8. 買付者等が支配権を取得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該買付者等が支配権を取得しない場合の当社の企業価値に比べ、著しく劣後すると判断される場合
9. 買付者等が公序良俗の観点から当社の支配株主として著しく不適切であると判断される場合
10. その他1. から9. までの準じる場合で、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合

以 上

新株予約権無償割当ての概要

1. 本新株予約権の割当て総数

本新株予約権の割当て総数は、本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議（以下、「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において当社取締役会が別途定める一定の日（以下、「割当て期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を除きます。）と同数を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。

2. 割当て対象株主

割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、同時点において、当社の有する当社株式を除きます。）1株につき1個を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で本新株予約権の無償割当てをします。

3. 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とします。

4. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「対象株式数」といいます。）は、1株を上限として当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。ただし、当社が株式の分割又は株式の併合等を行う場合は、所要の調整を行うものとします。

5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価格

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式1株当たりの金額は1円以上で当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める額とします。

6. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。

7. 本新株予約権の行使条件

(1)特定大量保有者[11]、(2)特定大量保有者の共同保有者、(3)特定大量買付者[12]、(4)特定大量買付者の特別関係者、もしくは(5)これら(1)から(4)までの者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けもしくは承継した者、又は、(6)これら(1)から(5)までに該当する者の関連者[13]（これらの者を総称して、以下、「非適格者」といいます。）は、本新株予約権を行使することができないものとします。なお、本新株予約権の行使条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

8. 当社による本新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が所有する本新株予約権を取得し、これと引き替えに本新株予約権1個につき対象株式数の当社普通株式を交付することができるとします。なお、非適格者が有する本新株予約権の取得の対価として、金銭等の経済的な利益の交付は行わないこととします。本新株予約権の取得条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

9. 対抗措置発動の中止等の場合の無償取得

当社取締役会が対抗措置の発動を停止した場合、その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める場合には、当社は、本新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとします。

10. 本新株予約権の行使期間等

本新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

以 上

[11] 当社が発行者である株式等の保有者で、当該株式等に係る株式等保有割合が20%以上である者、又は、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株式等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。以下同じとします。

[12] 公開買付けによって当社が発行者である株式等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義される株券等を意味します。以下本注において同じとします。）の買付け等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義される買付け等を意味します。以下同じとします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定めるものを含みます。）に係る株式等の株式等所有割合がその者の特別関係

者の株式等所有割合と合計して20%以上となる者、又は、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株式等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。以下同じとします。

- [13] ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義される場合をいいます。）をいいます。

メ モ

A series of horizontal dashed lines for handwriting practice, consisting of 18 lines.

メ モ

A series of 18 horizontal dashed lines for writing practice.

株主総会会場ご案内図

会場：オークラアクトシティホテル浜松 4階「平安の間」

静岡県浜松市中区板屋町111番地の2 ☎053-459-0111



交通のご案内

- J R 浜松駅より徒歩5分

駐車場をご用意いたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮下さいますようお願い申し上げます。

UD
FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

